

5 アンケート調査結果の概要

(1)アンケート調査

・調査の目的

本調査は、「心身障害者に関する実態調査」(平成3年8月)、「松戸市障害者計画基礎調査」(平成9年3～4月)に続く本市における3回目の調査であり、『松戸市障害者計画』(計画期間:平成10～22年度)の見直しに向けて、市民の生活の様子や意見をあらためてうかがい、より実効性のある計画として施策を進めていくための基礎資料を得ることを目的としています。

・調査の実施概要

調査は、障害のある人(障害者調査)、障害のある子(障害児調査)及び障害のない市民(障害のない市民調査)を対象に実施しました。

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

調査の実施概要

区分	障害のある人	障害のある子	障害のない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の市民	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳未満の市民	無作為抽出
(2) 対象者数	11,297人	754人	2,000人
(3) 抽出方法	全数(悉皆)調査	全数(悉皆)調査	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収		
(5) 実施時期	平成17年11月10日～12月9日		
(6) 回収結果	(白票6票)		
・有効回収数	7,391	398	792
・有効回収率	65.4%	52.8%	39.6%

「概要版」をご覧ください際の留意点

- 選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いていることがあります。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。なお、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。

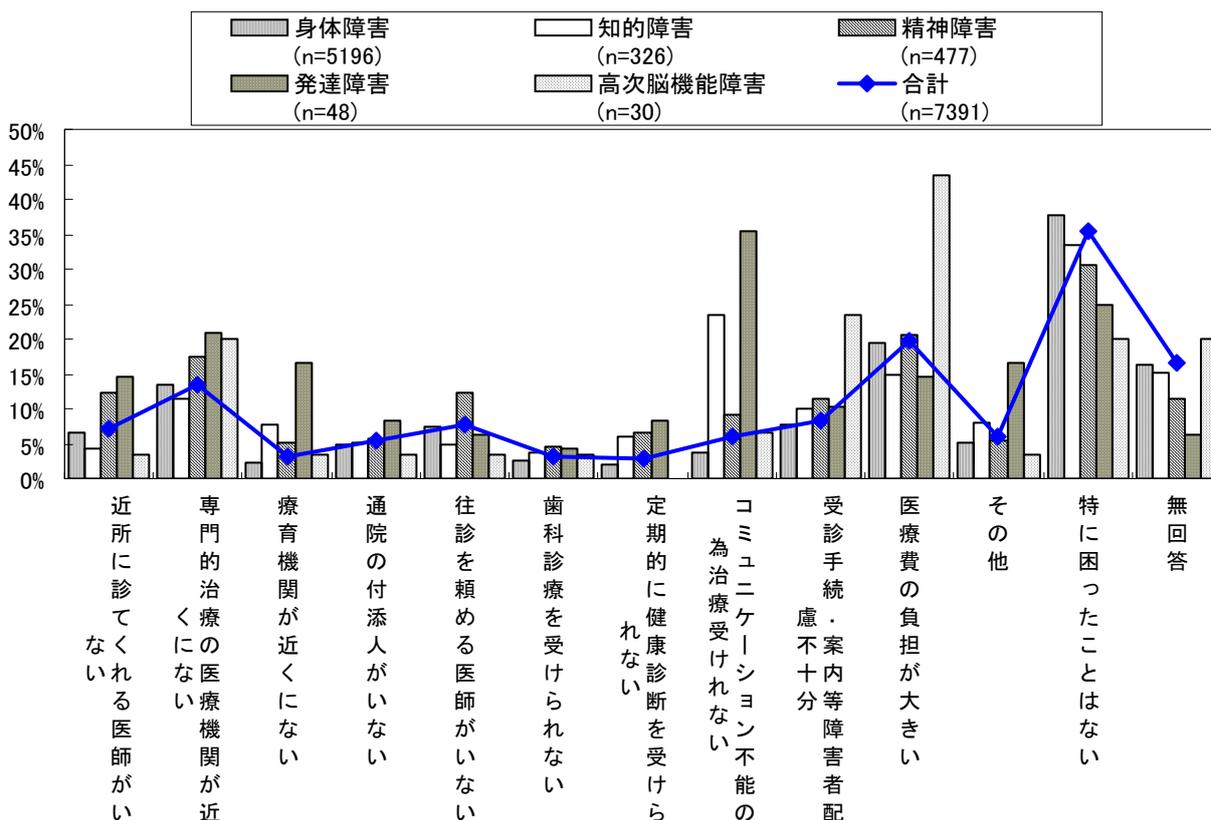
- クロス集計の表の中で、上段の数字は回答者数(単位:人)を、下段の数字は割合(単位:%)を表しています(ただし「障害のない市民調査」では、割合[単位:%]のみ表示)。
- グラフ中の「n」(net)とは、その設問への回答者数を表します。
- 「障害者調査」、「障害児調査」において、クロス集計の分析で用いている障害種別については、障害や病気の種類の質問(問6)の結果を基に分けています。

(2)障害者／障害児調査の結果

○健康管理や医療で困ったこと —医療費、専門的治療機関、コミュニケーションの問題等

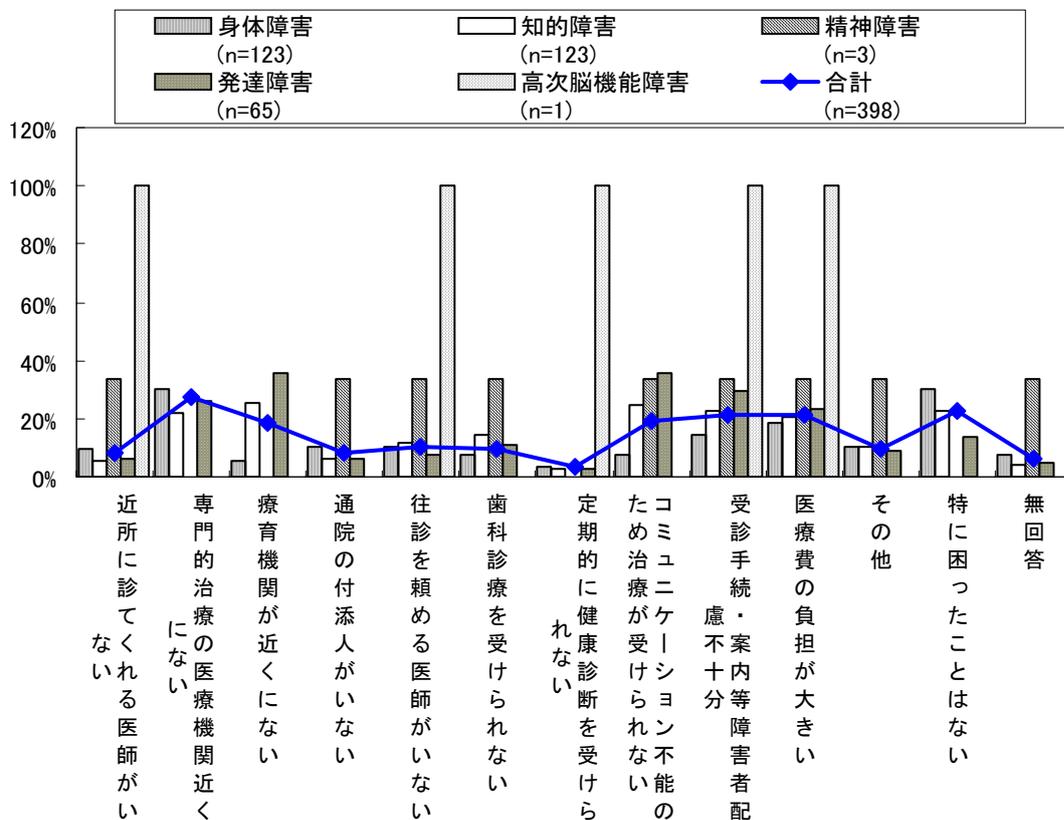
問：あなたは、健康管理や医療について困ったり不便に思ったことがありますか。
(○はいくつでも)

〈障害者調査〉	全体	近所に診てくれる医師がない	専門的治療機関が近くにない	療育機関が近くにない	通院の付添人がいない	往診を頼める医師がない	歯科診療を受けられない	定期的に健康診断を受けられない	コミュニケーション不能のため治療受けられない	受診手続・案内等障害者配慮不十分	医療費の負担が大きい	その他	特に困ったことはない	無回答
合計	7391 100.0	520 7.0	991 13.4	229 3.1	396 5.4	563 7.6	223 3.0	219 3.0	454 6.1	618 8.4	1448 19.6	437 5.9	2628 35.6	1223 16.5
身体障害	5196 100.0	347 6.7	693 13.3	125 2.4	255 4.9	385 7.4	140 2.7	111 2.1	194 3.7	398 7.7	1009 19.4	269 5.2	1962 37.8	849 16.3
知的障害	326 100.0	14 4.3	37 11.3	25 7.7	17 5.2	16 4.9	12 3.7	20 6.1	76 23.3	33 10.1	48 14.7	26 8.0	109 33.4	49 15.0
精神障害	477 100.0	59 12.4	83 17.4	24 5.0	27 5.7	58 12.2	22 4.6	31 6.5	44 9.2	55 11.5	98 20.5	26 5.5	146 30.6	54 11.3
発達障害	48 100.0	7 14.6	10 20.8	8 16.7	4 8.3	3 6.3	2 4.2	4 8.3	17 35.4	5 10.4	7 14.6	8 16.7	12 25.0	3 6.3
高次脳機能障害	30 100.0	1 3.3	6 20.0	1 3.3	1 3.3	1 3.3	1 3.3	0 0.0	2 6.7	7 23.3	13 43.3	1 3.3	6 20.0	6 20.0
その他	148 100.0	13 8.8	15 10.1	5 3.4	5 3.4	11 7.4	2 1.4	5 3.4	9 6.1	9 6.1	25 16.9	15 10.1	71 48.0	21 14.2



- ・全体としては「特に困ったことはない」(35.6%)との回答が最も多いですが、困っていることの中では「医療費の負担が大きい」(19.6%)「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」(13.4%)等が多くなっています。
- ・身体、知的、精神いずれの障害においても最も多い回答は「特に困っていない」ですが、第2位の回答は身体、精神障害のある人では「医療費の負担が大きい」となっており、知的障害のある人では「コミュニケーション不能のため治療を受けられない」となっています。

〈障害児調査〉	全体	近所に診てくれる医師がない	専門的治療の医療機関近くにない	療育機関が近くにない	通院の付添人がいない	往診を頼める医師がない	歯科診療を受けられない	定期的に健康診断を受けられない	コミュニケーション不能のため治療を受けられない	受診手続・案内等障害者配慮不十分	医療費の負担が大きい	その他	特に困ったことはない	無回答	
合計	398 100.0	34 8.5	108 27.1	75 18.8	32 8.0	40 10.1	39 9.8	13 3.3	77 19.3	84 21.1	85 21.4	37 9.3	91 22.9	24 6.0	
身体障害	123 100.0	12 9.8	37 30.1	7 5.7	13 10.6	13 10.6	9 7.3	4 3.3	9 7.3	18 14.6	23 18.7	13 10.6	13 10.6	37 30.1	9 7.3
知的障害	123 100.0	7 5.7	27 22.0	31 25.2	8 6.5	14 11.4	18 14.6	3 2.4	30 24.4	28 22.8	25 20.3	13 10.6	28 22.8	5 4.1	
精神障害	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	
発達障害	65 100.0	4 6.2	17 26.2	23 35.4	4 6.2	5 7.7	7 10.8	2 3.1	23 35.4	19 29.2	15 23.1	6 9.2	9 13.8	3 4.6	
高次脳機能障害	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
その他	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	

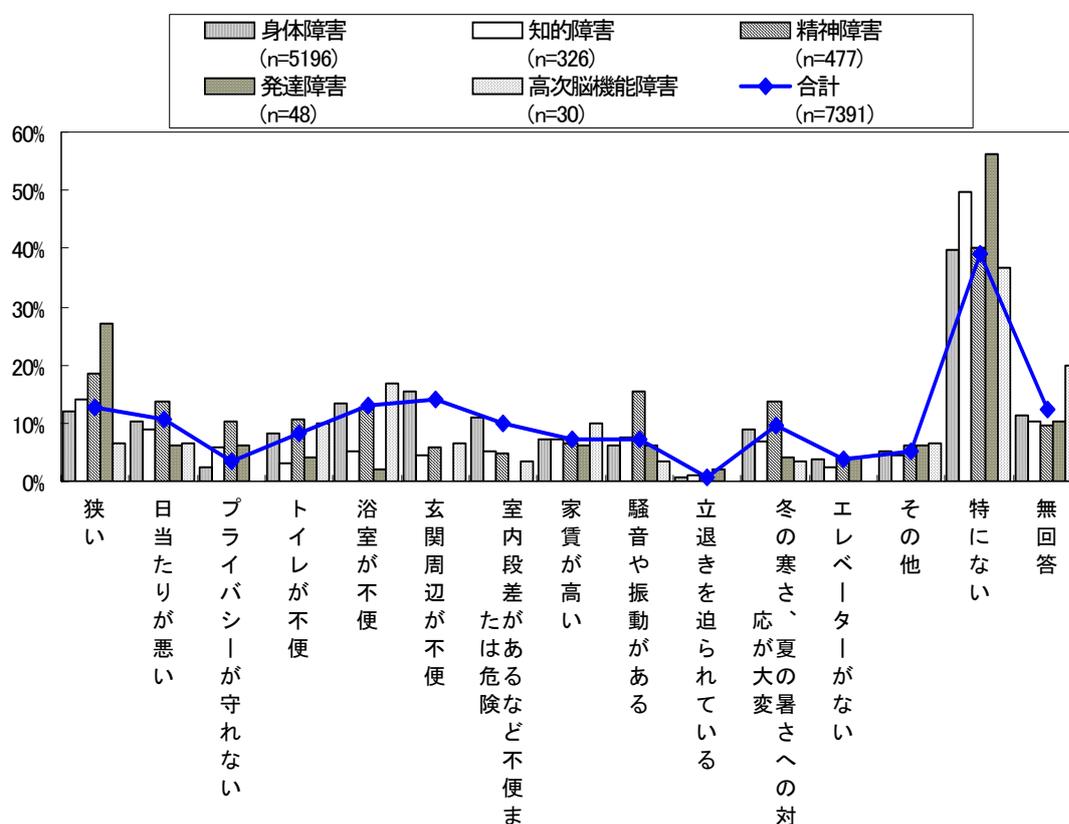


- ・全体としては「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」(27.1%)との回答が最も多く、第2位は「特に困ったことはない」(22.9%)、続いて「医療費の負担が大きい」(21.4%)などの順となっています。
- ・最も多い回答は、身体障害のある子では「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」と「特に困っていない」、知的障害のある子では「療育を行っている機関が近くにない」です。発達障害のある子では「療育を行っている機関が近くにない」「コミュニケーション不能のため治療を受けられない」となっています。

○住居について困っていることや悩み — 「玄関周辺が不便」「浴室が不便」など

問：今のお住まいについて、困っていることや悩みがありますか。（○はいくつでも）

〈障害者調査〉	全体	狭い	日当たりが悪い	ブライバシーが守れない	トイレが不便	浴室が不便	玄関周辺が不便	室内段差があるなど不便または危険	家賃が高い	騒音や振動がある	立退きを迫られている	冬の寒さ、夏の暑さへの対応が大変	エレベーターがない	その他	特にない	無回答
合計	7391 100.0	934 12.6	779 10.5	247 3.3	609 8.2	959 13.0	1044 14.1	731 9.9	523 7.1	529 7.2	42 0.6	714 9.7	280 3.8	385 5.2	2896 39.2	904 12.2
身体障害	5196 100.0	617 11.9	533 10.3	128 2.5	422 8.1	692 13.3	810 15.6	569 11.0	376 7.2	327 6.3	27 0.5	467 9.0	201 3.9	260 5.0	2058 39.6	579 11.1
知的障害	326 100.0	46 14.1	29 8.9	19 5.8	10 3.1	17 5.2	14 4.3	17 5.2	24 7.4	25 7.7	3 0.9	22 6.7	8 2.5	15 4.6	162 49.7	34 10.4
精神障害	477 100.0	89 18.7	66 13.8	49 10.3	51 10.7	60 12.6	28 5.9	23 4.8	31 6.5	74 15.5	5 1.0	65 13.6	19 4.0	30 6.3	191 40.0	45 9.4
発達障害	48 100.0	13 27.1	3 6.3	3 6.3	2 4.2	1 2.1	0 0.0	0 0.0	3 6.3	3 6.3	1 2.1	2 4.2	2 4.2	3 6.3	27 56.3	5 10.4
高次脳機能障害	30 100.0	2 6.7	2 6.7	0 0.0	3 10.0	5 16.7	2 6.7	1 3.3	3 10.0	1 3.3	0 0.0	1 3.3	0 0.0	2 6.7	11 36.7	6 20.0
その他	148 100.0	19 12.8	14 9.5	4 2.7	13 8.8	23 15.5	14 9.5	10 6.8	10 6.8	10 6.8	1 0.7	19 12.8	7 4.7	7 4.7	63 42.6	19 12.8



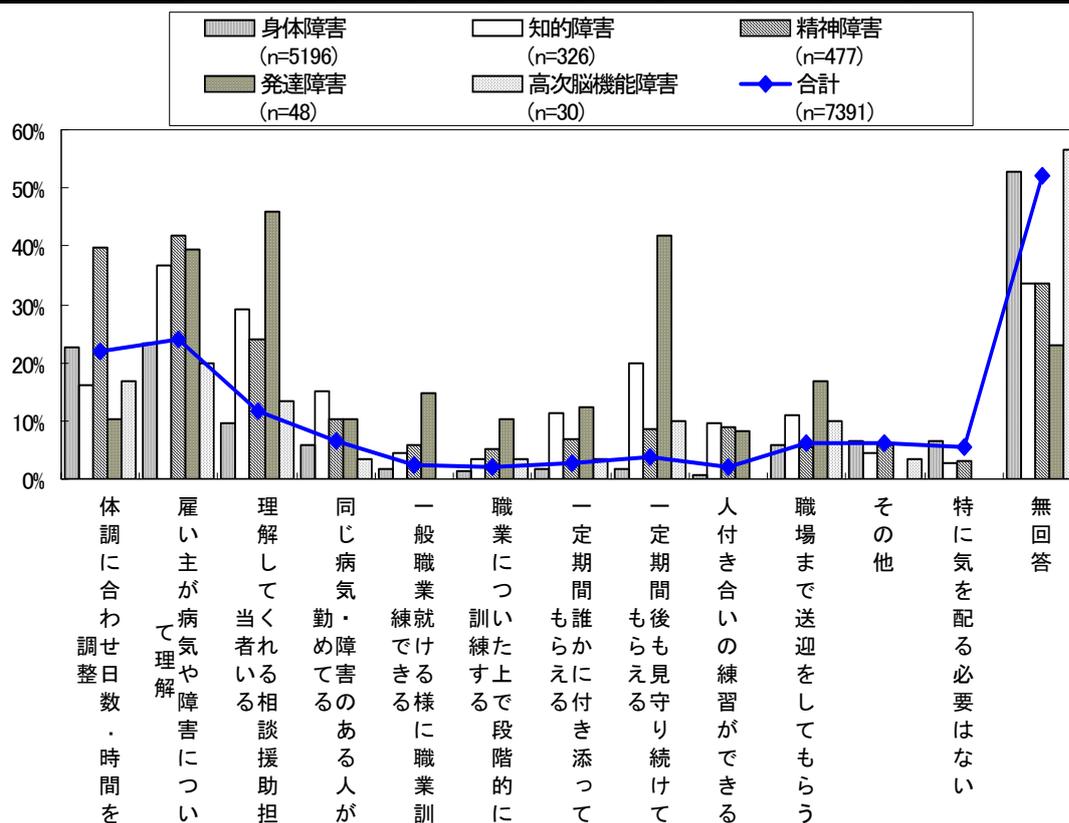
- 全体では、第1～3位の回答は、順に「特にない」（39.2%）「玄関周辺が不便（段差があるなど）」（14.1%）「浴室が不便」（13.0%）です。
- 「特にない」を除いて、身体障害のある人では「玄関周辺が不便」が最も多く、知的障害と精神障害のある人では「狭い」が最も多くなっています。

○働きやすくなると思う条件 一病気、障害に理解のある雇い主、体調に合わせた出勤

日数や時間の調整などが挙げられています

問：どのような条件が整えば、働きやすくなると思いますか。現在勤めている方も、さらに働きやすくなるための条件としてお答えください。(○は3つまで)

〈障害者調査〉	全体	体調に合わせて日数・時間を調整	雇い主が病気や障害について理解	理解してくれる相談援助担当者いる	同じ病気・障害のある人が勤めている	一般職業就ける様に職業訓練できる	職業について段階的に訓練する	一定期間誰かに付き添ってもらえる	一定期間後も見守り続けてもらえる	人付き合いの練習ができる	職場まで送迎をしてもらう	その他	特に気を配る必要はない	無回答
合計	7391 100.0	1610 21.8	1786 24.2	866 11.7	490 6.6	168 2.3	142 1.9	206 2.8	280 3.8	149 2.0	444 6.0	455 6.2	418 5.7	3858 52.2
身体障害	5196 100.0	1169 22.5	1212 23.3	492 9.5	305 5.9	92 1.8	70 1.3	86 1.7	89 1.7	33 0.6	302 5.8	332 6.4	343 6.6	2745 52.8
知的障害	326 100.0	53 16.3	120 36.8	95 29.1	49 15.0	15 4.6	11 3.4	37 11.3	65 19.9	31 9.5	36 11.0	14 4.3	9 2.8	109 33.4
精神障害	477 100.0	189 39.6	199 41.7	114 23.9	49 10.3	28 5.9	25 5.2	33 6.9	41 8.6	42 8.8	26 5.5	27 5.7	14 2.9	161 33.8
発達障害	48 100.0	5 10.4	19 39.6	22 45.8	5 10.4	7 14.6	5 10.4	6 12.5	20 41.7	4 8.3	8 16.7	0 0.0	0 0.0	11 22.9
高次脳機能障害	30 100.0	5 16.7	6 20.0	4 13.3	1 3.3	0 0.0	1 3.3	1 3.3	3 10.0	0 0.0	3 10.0	1 3.3	0 0.0	17 56.7
その他	148 100.0	23 15.5	29 19.6	13 8.8	7 4.7	6 4.1	5 3.4	3 2.0	0 0.0	7 4.7	7 4.7	13 8.8	12 8.1	77 52.0

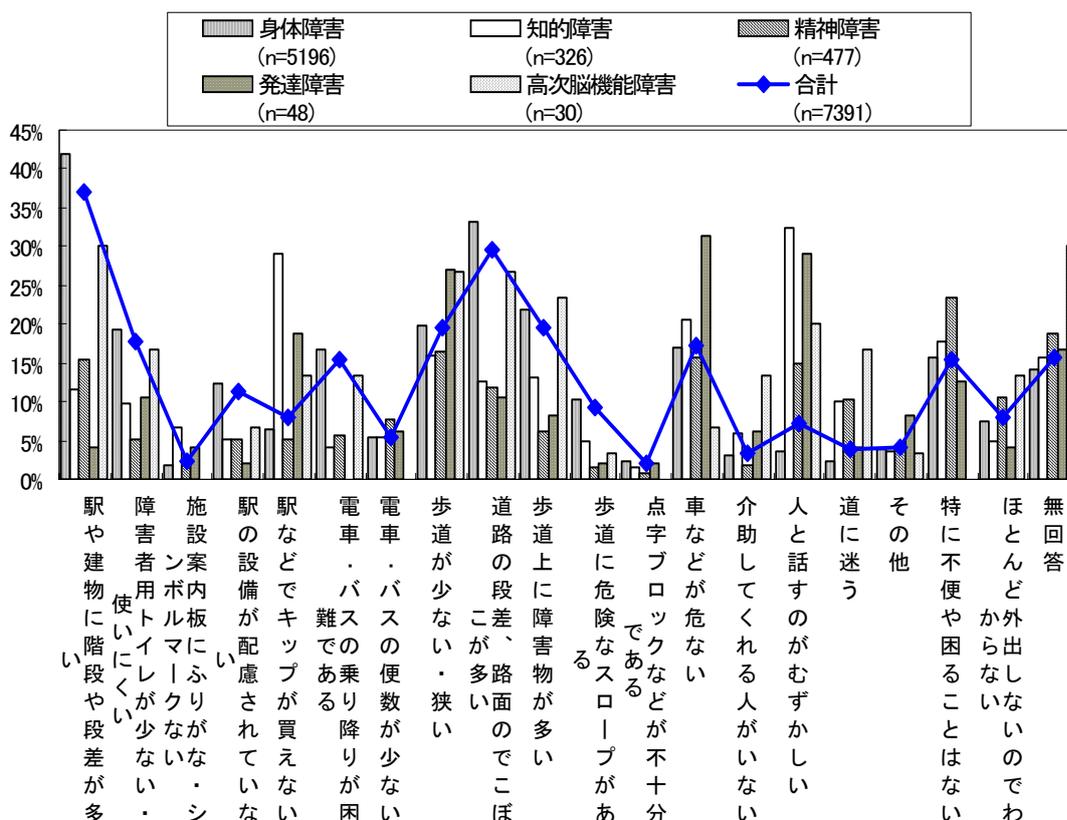


- ・全体では「無回答」との回答が52.2%と過半数を占めますが、次いで「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」(24.2%)「体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる」(21.8%)となっています。
- ・最も多かった回答は、身体障害のある人では「無回答」、知的障害と精神障害のある人では「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」でした。

○外出時に困ること — 駅や建物、道路や歩道階段や段差、狭さのほか、知的障害のある人では「人と話すのがむずかしい」というコミュニケーション上の問題や「キップが買えない」等の回答も挙げられています

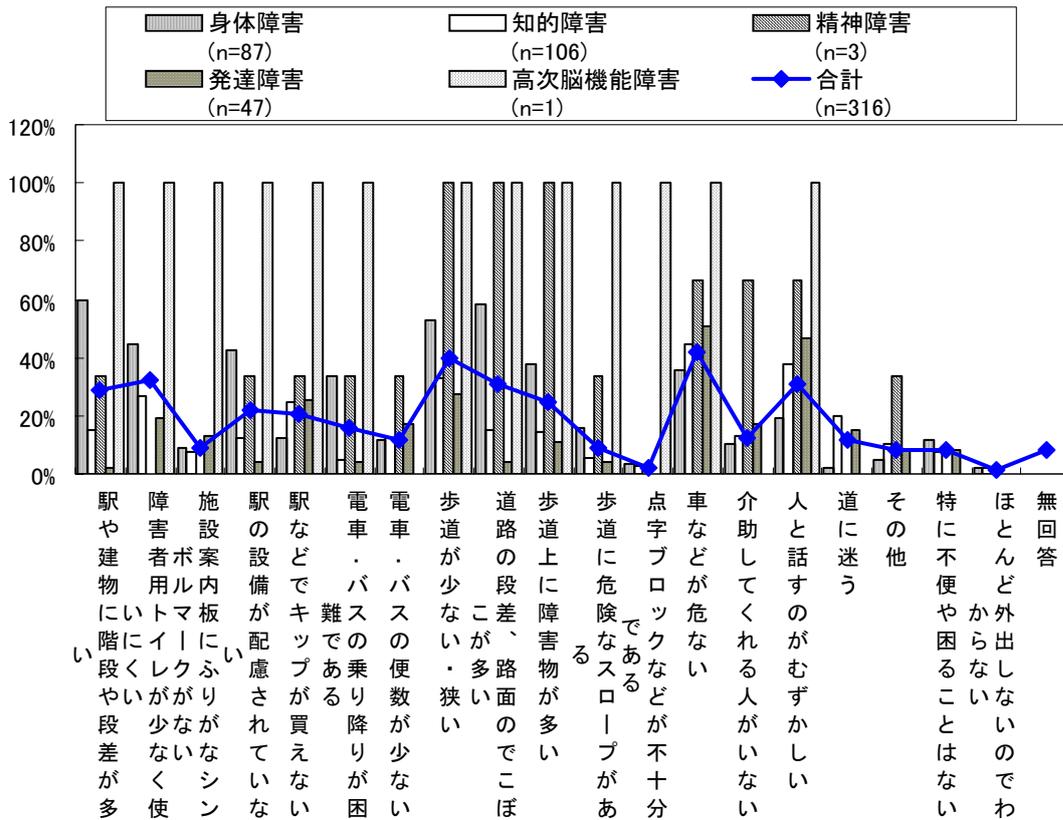
問：外出のとき、困ることがありますか。ここでは、特に市内のことについてお考えください。
(○はいくつでも)

〈障害者調査〉



- 全体では、第1～3位の回答は順に「駅や建物に階段や段差が多い」「道路の段差、路面のでこぼこが多い」「歩道が少ない・狭い」となっています。
- 身体障害のある人では順に「駅や建物に階段や段差が多い」「道路の段差、路面のでこぼこが多い」となり、知的障害のある人では「人と話すのがむずかしい」「駅などでキップが買えない」、精神障害のある人では「特に不便や困ることはない」「無回答」となっています。

〈障害児調査〉

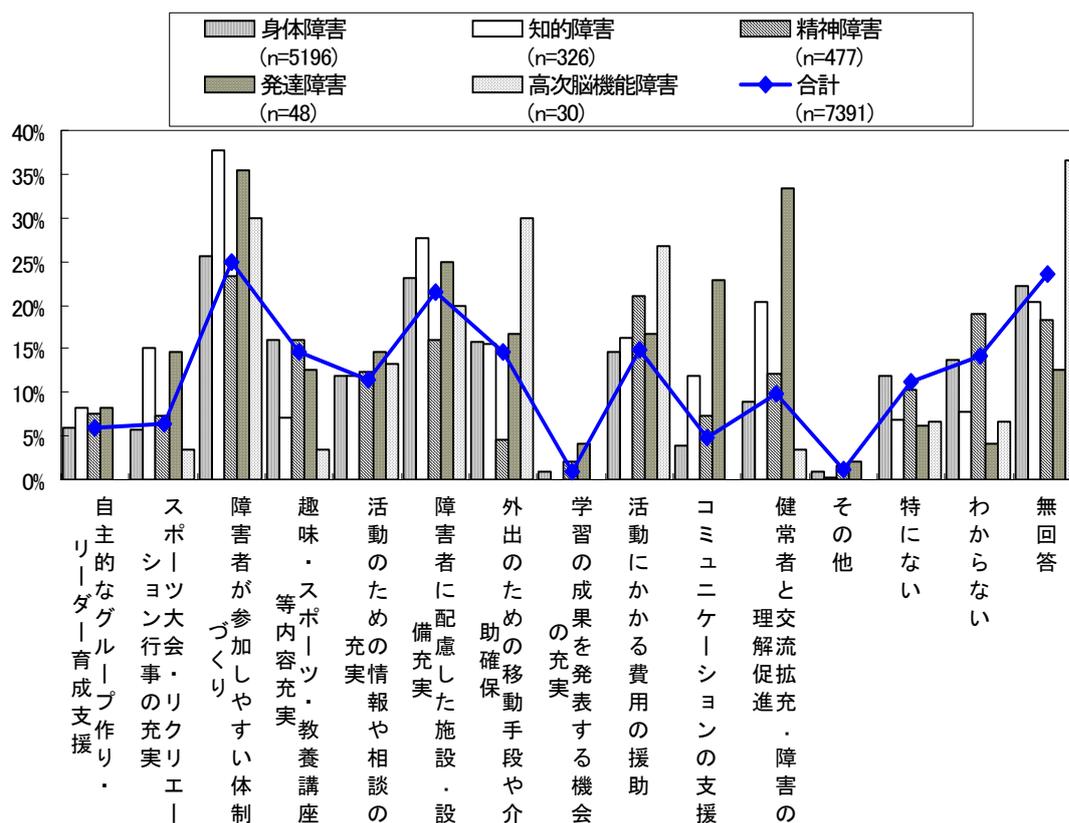


- 全体では、第1～3位の回答は順に「車などが危ない」「歩道が少ない・狭い」「障害者用のトイレが少なく使いにくい」となっています。
- 身体障害のある子では順に「駅や建物に階段や段差が多い」「道路の段差、路面の段差が多い」、知的障害のある子では「車などが危ない」「人と話すのがむずかしい」、また、発達障害のある子では「車などが危ない」「人と話すのがむずかしい」となっています。

○各種活動活発化のために必要と思うこと — 「障害のある人が参加しやすい体制づくりなどの声

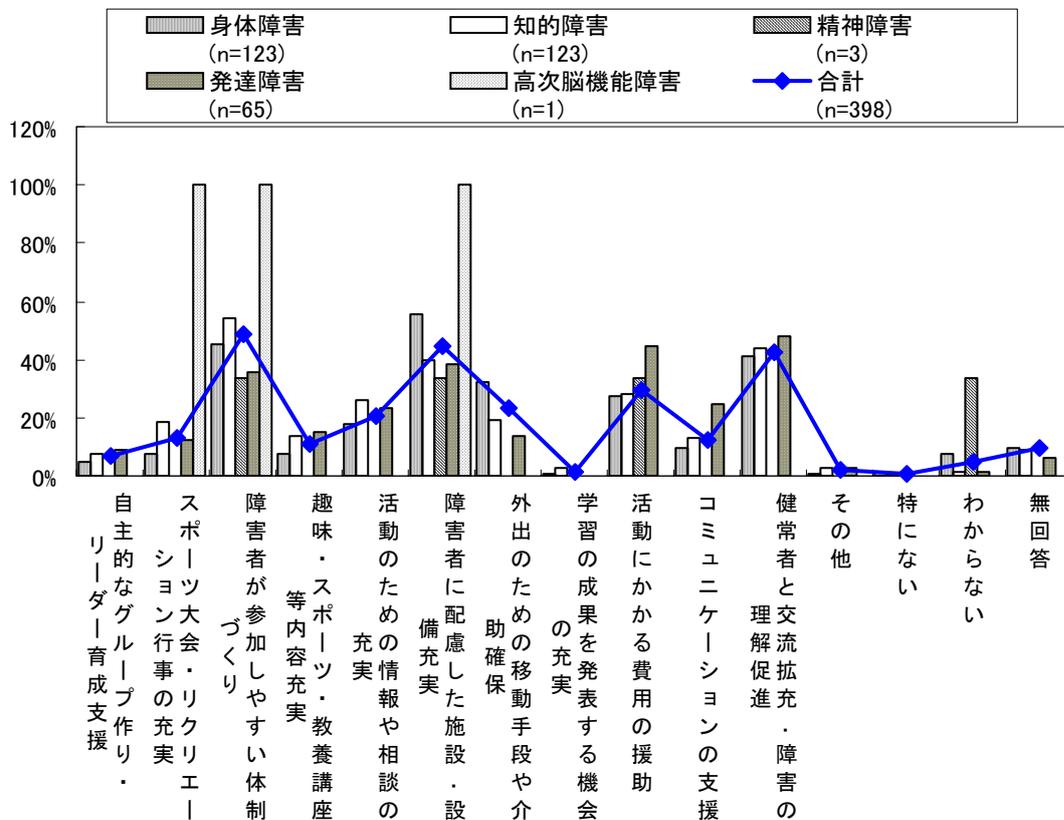
問：障害のある方の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

〈障害者調査〉	全体	自主的なグループ作り・リーダー育成支援	スポーツ大会・リレーン行事の充実	障害者が参加しやすい体制づくり	趣味・スポーツ・教養講座等内容充実	活動のための情報や相談の充実	障害者に配慮した施設・設備充実	外出のための移動手段や介助確保	学習の成果を発表する機会の充実	活動にかかる費用の援助	コミュニケーションの支援	健常者と交流・障害の理解促進	その他	特にな	わから	無回答
合計	7391 100.0	432 5.8	471 6.4	1845 25.0	1080 14.6	847 11.5	1588 21.5	1084 14.7	75 1.0	1098 14.9	361 4.9	722 9.8	78 1.1	822 11.1	1044 14.1	1742 23.6
身体障害	5196 100.0	305 5.9	302 5.8	1335 25.7	827 15.9	623 12.0	1198 23.1	822 15.8	51 1.0	760 14.6	206 4.0	462 8.9	50 1.0	616 11.9	716 13.8	1157 22.3
知的障害	326 100.0	27 8.3	49 15.0	123 37.7	23 7.1	39 12.0	90 27.6	51 15.6	0 0.0	53 16.3	39 12.0	66 20.2	1 0.3	22 6.7	25 7.7	66 20.2
精神障害	477 100.0	36 7.5	35 7.3	111 23.3	76 15.9	59 12.4	76 15.9	22 4.6	10 2.1	100 21.0	35 7.3	58 12.2	8 1.7	49 10.3	91 19.1	87 18.2
発達障害	48 100.0	4 8.3	7 14.6	17 35.4	6 12.5	7 14.6	12 25.0	8 16.7	2 4.2	8 16.7	11 22.9	16 33.3	1 2.1	3 6.3	2 4.2	6 12.5
高次脳機能障害	30 100.0	0 0.0	1 3.3	9 30.0	1 3.3	4 13.3	6 20.0	9 30.0	0 0.0	8 26.7	0 0.0	1 3.3	0 0.0	2 6.7	2 6.7	11 36.7
その他	148 100.0	6 4.1	4 2.7	29 19.6	14 9.5	20 13.5	13 8.8	12 8.1	1 0.7	12 8.1	7 4.7	10 6.8	2 1.4	28 18.9	32 21.6	40 27.0



- ・全体では「障害者が参加しやすい体制づくり」が25.0%を占め最も多くなっています。
- ・次いで「無回答」(23.6%)「障害者に配慮した施設・設備の充実」(21.5%)の順となっています。また、障害のいずれの種別においても「障害者が参加しやすい体制づくり」が最も多い回答となっていることが分かります。

〈障害児調査〉	全体	自主的なグループ作り・リーダー育成支援	スポーツ大会・リクリエーション行事の充実	障害者が参加しやすい体制づくり	趣味・スポーツ・教養講座等内容充実	活動のための情報や相談の充実	障害者に配慮した施設・設備の充実	外出のための移動手段や介助確保	学習の成果を発表する機会の充実	活動にかかる費用の援助	コミュニケーションの支援	健常者と交流・拡充・障害の理解促進	その他	特にな	わから	無回答
合計	398	28	51	194	44	83	178	92	5	118	49	168	9	3	18	37
	100.0	7.0	12.8	48.7	11.1	20.9	44.7	23.1	1.3	29.6	12.3	42.2	2.3	0.8	4.5	9.3
身体障害	123	6	9	56	9	22	68	40	1	34	12	51	1	2	9	12
	100.0	4.9	7.3	45.5	7.3	17.9	55.3	32.5	0.8	27.6	9.8	41.5	0.8	1.6	7.3	9.8
知的障害	123	9	23	67	17	32	49	24	3	35	16	54	3	1	2	11
	100.0	7.3	18.7	54.5	13.8	26.0	39.8	19.5	2.4	28.5	13.0	43.9	2.4	0.8	1.6	8.9
精神障害	3	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
発達障害	65	6	8	23	10	15	25	9	0	29	16	31	2	0	1	4
	100.0	9.2	12.3	35.4	15.4	23.1	38.5	13.8	0.0	44.6	24.6	47.7	3.1	0.0	1.5	6.2
高次脳機能障害	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	3	0	0	1	0	1	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0



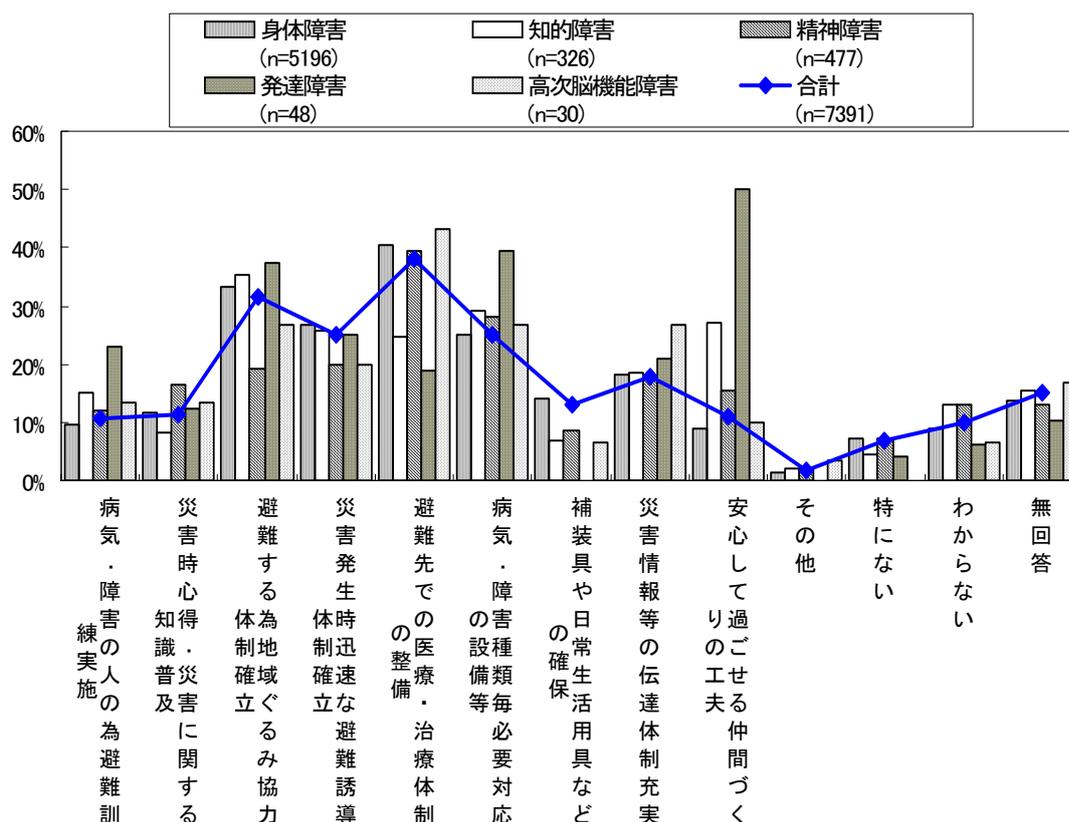
- ・全体では「障害者が参加しやすい体制づくり」が48.7%と最も多くなっています。第2位が「障害者に配慮した施設・設備の充実」(44.7%)、第3位が「障害のない人との交流機会の拡充と障害への理解の促進」(42.2%)の順となっています。
- ・身体障害のある子では「障害者に配慮した施設・設備の充実」が、知的障害のある子では「障害者が参加しやすい体制づくり」が、発達障害のある子では「健常者と交流・拡充・障害の理解促進」がそれぞれ第1位となっています。

〇力を入れてほしい災害対策 —避難先での医療・治療体制の整備や避難のための地域

ぐるみの協力体制等が挙げられています

問：あなたは、災害に備えて、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか。（〇は3つまで）

〈障害者調査〉	全体	病気・障害のある人の為避難訓練実施	災害時心得・災害に関する知識普及	避難する為地域ぐるみ協力体制確立	災害発生時迅速な避難誘導体制確立	避難先での医療・治療体制の整備	病気・障害の種類毎必要対応の設備等	補装具や日常生活用具などの確保	災害情報等の伝達体制充実	安心して過ごせる仲間づくりの工夫	その他	特にな	わから	無回答
合計	7391	791	842	2329	1841	2802	1846	959	1328	808	117	515	725	1124
	100.0	10.7	11.4	31.5	24.9	37.9	25.0	13.0	18.0	10.9	1.6	7.0	9.8	15.2
身体障害	5196	505	608	1735	1386	2110	1302	724	951	461	76	369	457	709
	100.0	9.7	11.7	33.4	26.7	40.6	25.1	13.9	18.3	8.9	1.5	7.1	8.8	13.6
知的障害	326	49	27	115	84	81	95	22	60	88	7	15	43	50
	100.0	15.0	8.3	35.3	25.8	24.8	29.1	6.7	18.4	27.0	2.1	4.6	13.2	15.3
精神障害	477	58	78	91	95	188	134	41	84	73	9	34	62	62
	100.0	12.2	16.4	19.1	19.9	39.4	28.1	8.6	17.6	15.3	1.9	7.1	13.0	13.0
発達障害	48	11	6	18	12	9	19	0	10	24	0	2	3	5
	100.0	22.9	12.5	37.5	25.0	18.8	39.6	0.0	20.8	50.0	0.0	4.2	6.3	10.4
高次脳機能障害	30	4	4	8	6	13	8	2	8	3	1	0	2	5
	100.0	13.3	13.3	26.7	20.0	43.3	26.7	6.7	26.7	10.0	3.3	0.0	6.7	16.7
その他	148	10	18	33	28	42	25	17	21	14	3	23	19	29
	100.0	6.8	12.2	22.3	18.9	28.4	16.9	11.5	14.2	9.5	2.0	15.5	12.8	19.6

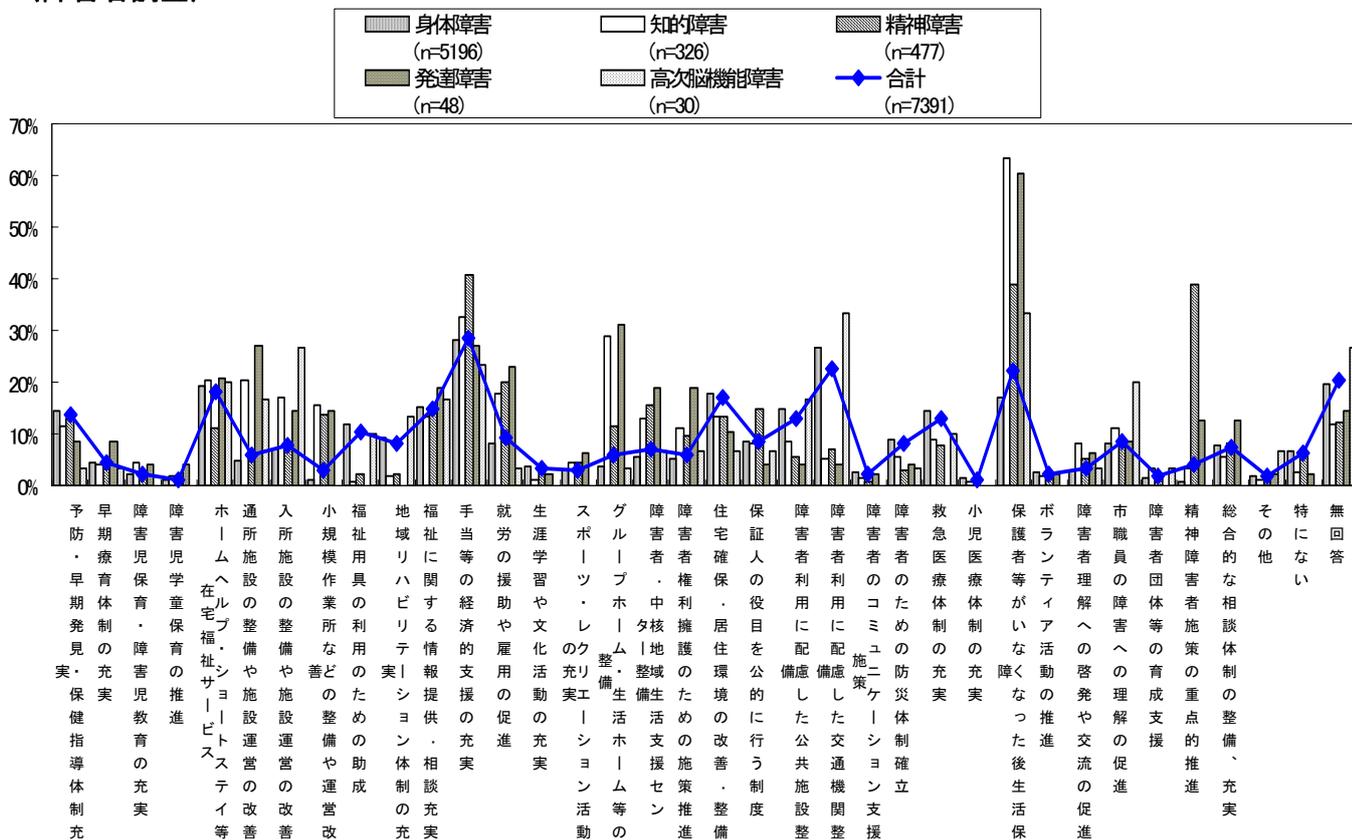


- 全体では「避難先での医療・治療体制の整備」(37.9%)との回答が最も多く、4割弱を占めています。第2位は「病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」、第3位は「病気・障害の種類ごとの必要に対応した設備やサービス」となっています。
- 障害種別の第1位の回答は、身体、精神障害のある人では「避難先での医療・治療体制の整備」、知的障害のある人では「病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」となっています。

○今後力を入れてほしい障害者施策 —障害のある人では「経済的支援の充実」、障害のある子では「保護者等がいなくなった後の生活保障」がそれぞれ最多

問：これから特に力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策はどのようなことですか。（○は5つまで）

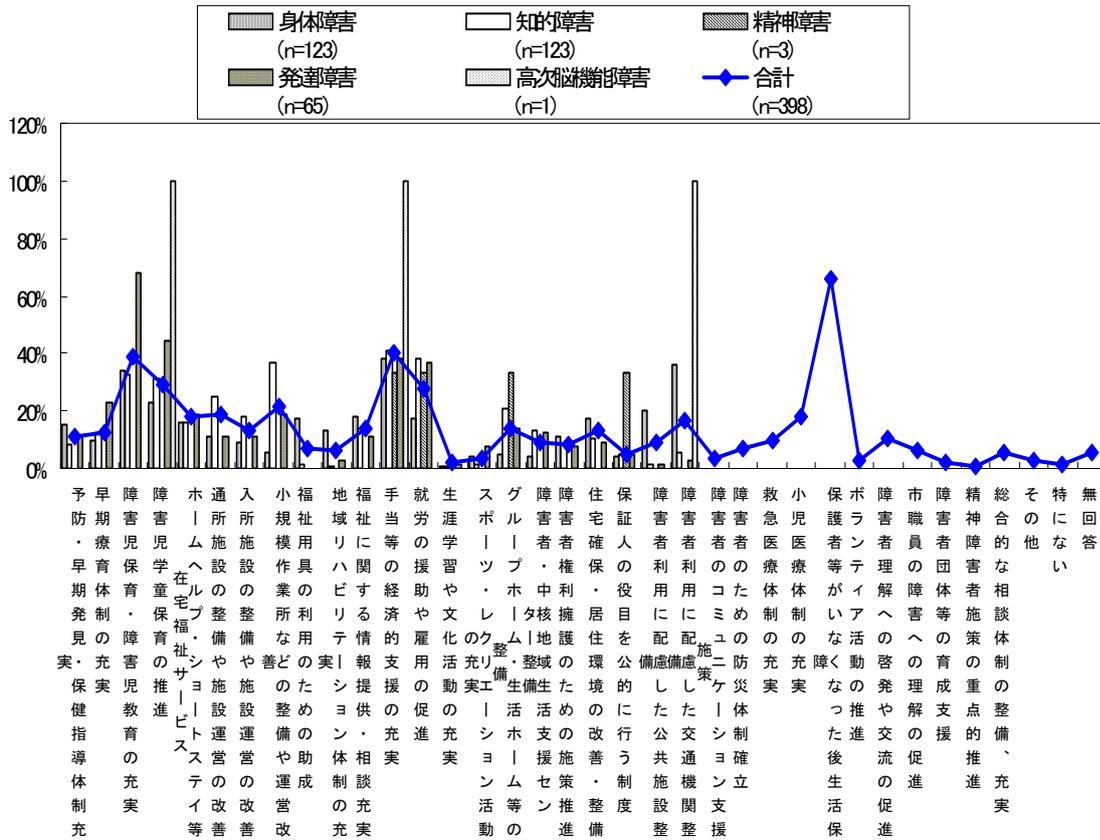
〈障害者調査〉



- 全体の第1～5位の回答は、順に「手当等の経済的支援の充実」（28.5%）「障害のある人の利用に配慮した道路や交通機関の整備」（22.7%）「保護者等がいなくなった後の生活の保障」（22.2%）「無回答」（20.3%）「ホームヘルプ・ショートステイ・デイサービスなど在宅福祉サービス」（18.2%）となっています。
- 障害種別にみた第1、2位の回答は、下記の表のようになっています。

	第 1 位	第 2 位
身体障害のある人	手当等の経済的支援の充実	障害のある人の利用に配慮した道路や交通機関の整備
知的障害のある人	保護者等がいなくなった後の生活の保障	手当等の経済的支援の充実
精神障害のある人	手当等の経済的支援の充実	保護者等がいなくなった後の生活の保障 ----- 精神障害のある人に対する施策の重点的推進

〈障害児調査〉



- 全体の第1～5位の回答は、順に「保護者等がいなくなった後の生活の保障」(65.8%)「手当等の経済的支援の充実」(40.2%)「障害児保育・障害児教育の充実」(38.9%)「障害児学童保育の推進」(28.9%)「就労の援助や雇用の促進」(27.6%)となっています。
- 障害種別にみた第1、2位の回答は、下記の表のようになっています。

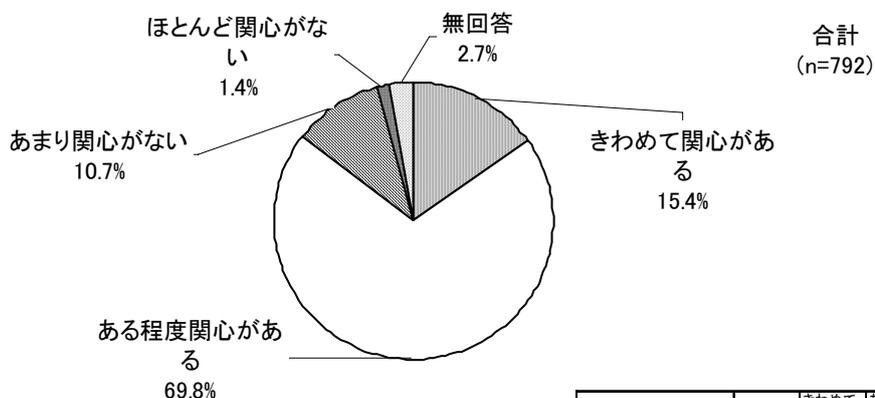
	第 1 位	第 2 位
身体障害のある子	保護者等がいなくなった後の生活保障	手当等の経済的支援の充実 手当等の経済的支援の充実 ほか6つの選択肢
知的障害のある子		
発達障害のある子		

(3)障害のない市民調査の結果

○ 障害のある人に関する番組などへの関心度 ー約85%の人が“関心がある”

問：最近、テレビや新聞の番組やニュースで、障害のある人の生活や障害のある人が自立しやすいまちづくりなどの話題が取り上げられています。あなたは、そのような障害のある人に関する番組やニュースなどに、関心をお持ちですか。(○は1つ)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	きわめて関心がある	122	15.4
2	ある程度関心がある	553	69.8
3	あまり関心がない	85	10.7
4	ほとんど関心がない	11	1.4
	無回答	21	2.7
	全体	792	100.0



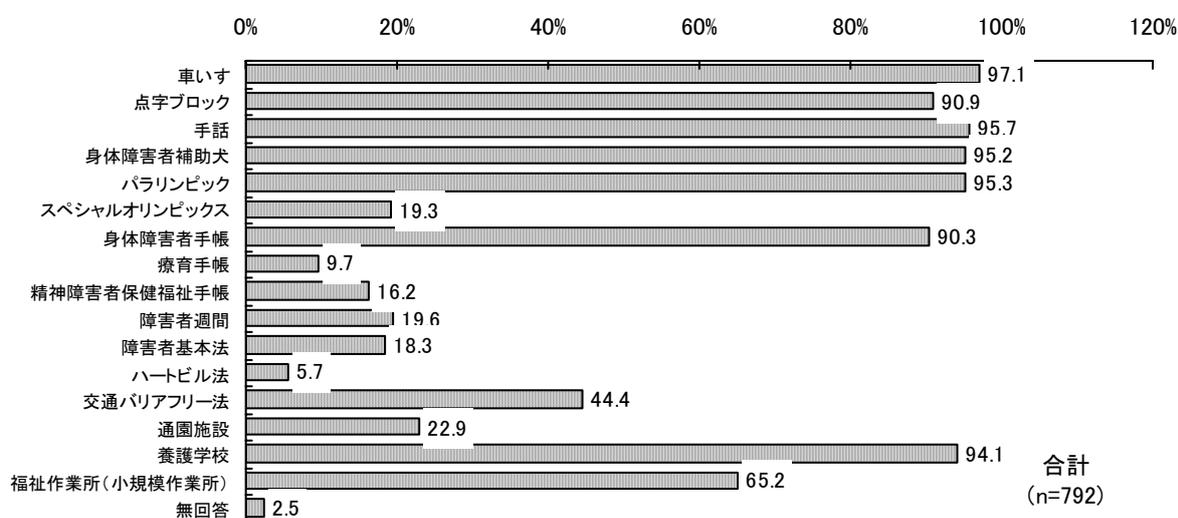
	全体	きわめて関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	ほとんど関心がない	不明
合計	792	15.4	69.8	10.7	1.4	2.7
性別						
男	292	14.4	67.5	14.0	3.8	0.3
女	472	16.5	73.5	8.9	0.0	1.1
年齢						
20歳代	87	14.9	71.3	13.8	0.0	0.0
30歳代	164	9.1	72.0	17.1	1.8	0.0
40歳代	121	14.9	70.2	11.6	3.3	0.0
50歳代	159	18.9	67.3	10.1	1.9	1.9
60歳代	159	19.5	73.6	5.7	0.6	0.6
70歳以上	82	18.3	72.0	7.3	0.0	2.4
職業						
会社員・公務員・団体職員など	235	12.8	68.9	13.2	4.7	0.4
自営業・自由業・会社経営	67	20.9	65.7	11.9	0.0	1.5
農業	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
パート・アルバイト・臨時雇い・内職	121	15.7	71.9	10.7	0.0	1.7
学生	14	21.4	50.0	28.6	0.0	0.0
専業主婦(主夫)	218	17.4	73.9	7.8	0.0	0.9
無職	104	15.4	74.0	10.6	0.0	0.0
その他	12	8.3	83.3	8.3	0.0	0.0

- ・「ある程度関心がある」(69.8%)という答えが7割弱を占め、最も多い回答です。次いで多い「きわめて関心がある」(15.4%)と合わせて“関心がある”という人が、85.2%になります。反対に「あまり」と「ほとんど」を合わせた“関心がない”という人は12.1%です。
- ・50歳代以上の人で「きわめて関心がある」の比率が高まり、“関心がある”という人の割合が9割を超えます。

○ 障害福祉関連用語の認知状況

問：あなたは、次に挙げる障害者施策や福祉施策の用語をご存知ですか。(○はいくつでも)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	車いす	769	97.1
2	点字ブロック	720	90.9
3	手話	758	95.7
4	身体障害者補助犬(盲導・介助・聴導)	754	95.2
5	パラリンピック	755	95.3
6	スペシャルオリンピックス	153	19.3
7	身体障害者手帳	715	90.3
8	療育手帳	77	9.7
9	精神障害者保健福祉手帳	128	16.2
10	障害者週間	155	19.6
11	障害者基本法	145	18.3
12	ハートビル法	45	5.7
13	交通バリアフリー法	352	44.4
14	通園施設	181	22.9
15	養護学校	745	94.1
16	福祉作業所(小規模作業所)	516	65.2
	無回答	20	2.5
	全体	792	100.0

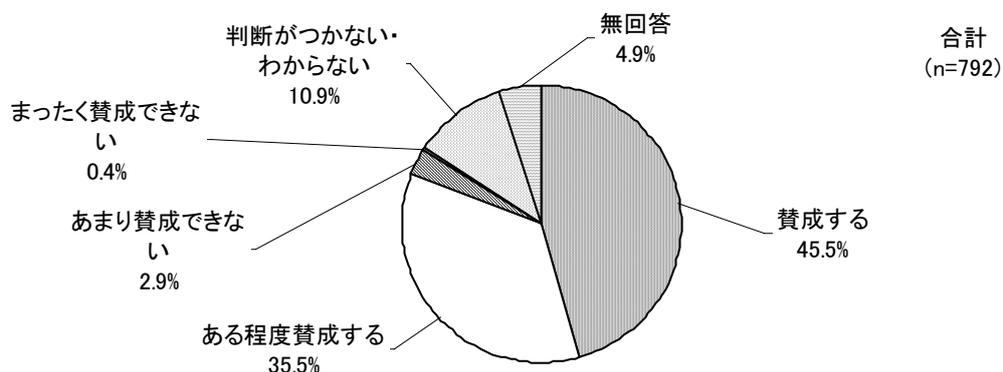


- ・認知度が高い用語として「車いす」(97.1%)「手話」(95.7%)「パラリンピック」(95.3%)「身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)」(95.2%)「養護学校」(94.1%)などが挙げられます。
- ・逆に「ハートビル法」(5.7%)「療育手帳」(9.7%)「精神障害者保健福祉手帳」(16.2%)「障害者基本法」(18.3%)「スペシャルオリンピックス」(19.3%)などの用語が認知度が低い用語となっています。

○ 「ノーマライゼーション」への賛否 —8割強の人が“賛成”しています

問：あなたは、「ノーマライゼーション」についてどのように思いますか。(○は1つ)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	賛成する	360	45.5
2	ある程度賛成する	281	35.5
3	あまり賛成できない	23	2.9
4	まったく賛成できない	3	0.4
5	判断がつかない・わからない	86	10.9
	無回答	39	4.9
	全体	792	100.0



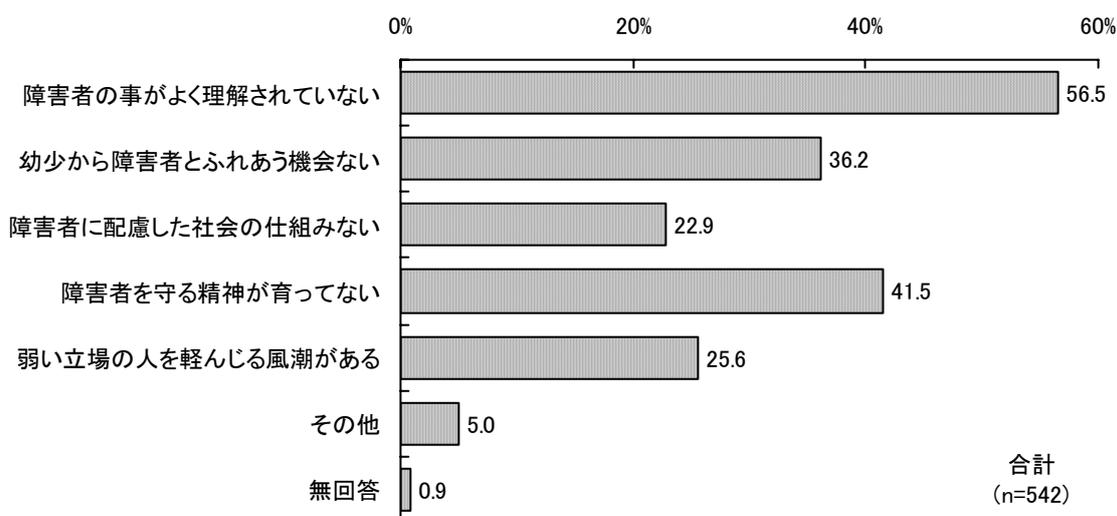
	全体	賛成する	ある程度賛成する	あまり賛成できない	まったく賛成できない	判断がつかない・わからない	不明
合計	792	45.5	35.5	2.9	0.4	10.9	4.9
性別							
男	292	44.5	34.2	3.8	1.0	10.6	5.8
女	472	45.1	37.1	2.5	0.0	11.2	4.0
年齢							
20歳代	87	59.8	26.4	2.3	1.1	6.9	3.4
30歳代	164	40.2	40.9	6.7	0.6	9.1	2.4
40歳代	121	47.1	33.1	3.3	0.8	11.6	4.1
50歳代	159	47.8	35.8	0.6	0.0	10.1	5.7
60歳代	159	41.5	41.5	1.3	0.0	10.7	5.0
70歳以上	82	37.8	30.5	2.4	0.0	19.5	9.8
職業							
会社員・公務員・団体職員など	235	50.6	32.3	2.1	0.9	11.1	3.0
自営業・自由業・会社経営	67	49.3	31.3	4.5	0.0	7.5	7.5
農業	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パート・アルバイト・臨時雇い・内職	121	39.7	40.5	2.5	0.0	12.4	5.0
学生	14	50.0	35.7	7.1	0.0	7.1	0.0
専業主婦(主夫)	218	45.9	38.1	2.3	0.0	10.6	3.2
無職	104	34.6	37.5	4.8	0.0	11.5	11.5
その他	12	33.3	33.3	8.3	8.3	16.7	0.0

・全体で「賛成する」(45.5%)という人が最も多く、第2位の「ある程度」という人も合わせて81.0%が“賛成”であることが分かります。3位は「判断がつかない・わからない」で10.9%。他方、“賛成できない”という人は、「あまり」「まったく」を合わせても3.3%に過ぎません。

○ 差別・偏見の生まれる理由 —よく理解されていないことが原因と考える意見が最多

問：(障害のある人への) 差別・偏見の生まれる理由は何だと思いますか。(○は2つまで)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	障害者の事がよく理解されていない	306	56.5
2	幼少から障害者とふれあう機会ない	196	36.2
3	障害者に配慮した社会の仕組みない	124	22.9
4	障害者を守る精神が育ってない	225	41.5
5	弱い立場の人を軽んじる風潮がある	139	25.6
6	その他	27	5.0
	無回答	5	0.9
	全体	542	100.0



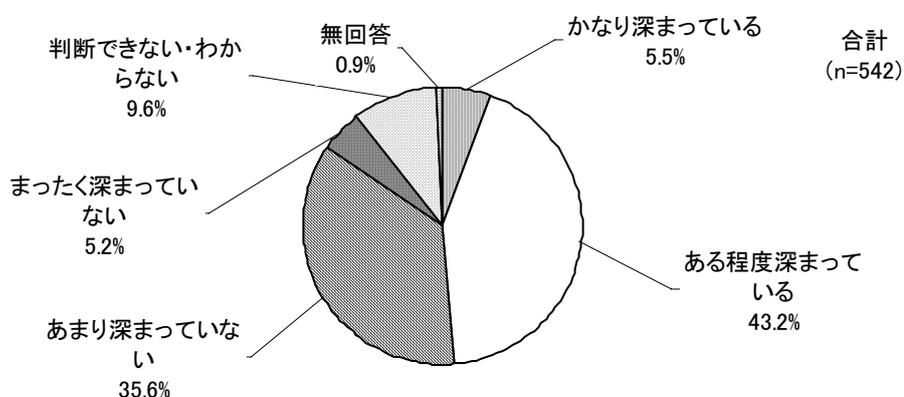
		全体	障害者の事がよく理解されていない	幼少から障害者とふれあう機会ない	障害者に配慮した社会の仕組みない	障害者を守る精神が育ってない	弱い立場の人を軽んじる風潮がある	その他	不明
合計		542	56.5	36.2	22.9	41.5	25.6	5.0	0.9
性別	男	188	53.2	29.3	24.5	44.1	29.3	6.4	1.1
	女	340	58.5	39.7	22.1	40.0	23.8	4.4	0.9
年齢	20歳代	62	62.9	40.3	17.7	33.9	24.2	3.2	0.0
	30歳代	126	63.5	35.7	20.6	34.1	23.8	7.9	0.0
	40歳代	95	54.7	48.4	22.1	41.1	25.3	6.3	1.1
	50歳代	123	59.3	32.5	20.3	43.9	28.5	4.9	0.8
	60歳代	82	43.9	24.4	30.5	51.2	30.5	2.4	2.4
	70歳以上	43	46.5	34.9	32.6	51.2	20.9	2.3	2.3

- 全体で「障害のある人のことがよく理解されていないこと」という回答が最も多く、56.5%を占めています。次いで多かったのは「障害のある人を守るという精神が社会に育っていないこと」で41.5%、第3位は「幼い頃から障害のある人とふれあう機会がないこと」で36.2%となっています。

○ 近年の障害のある人への理解の変化 — “深まっている” 48.7%、
 “深まっていない” 40.8%

問：ここ数年、障害のある人たちに対する理解は深まってきていると思いますか。(○は1つ)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	かなり深まっている	30	5.5
2	ある程度深まっている	234	43.2
3	あまり深まっていない	193	35.6
4	まったく深まっていない	28	5.2
5	判断できない・わからない	52	9.6
	無回答	5	0.9
	全体	542	100.0



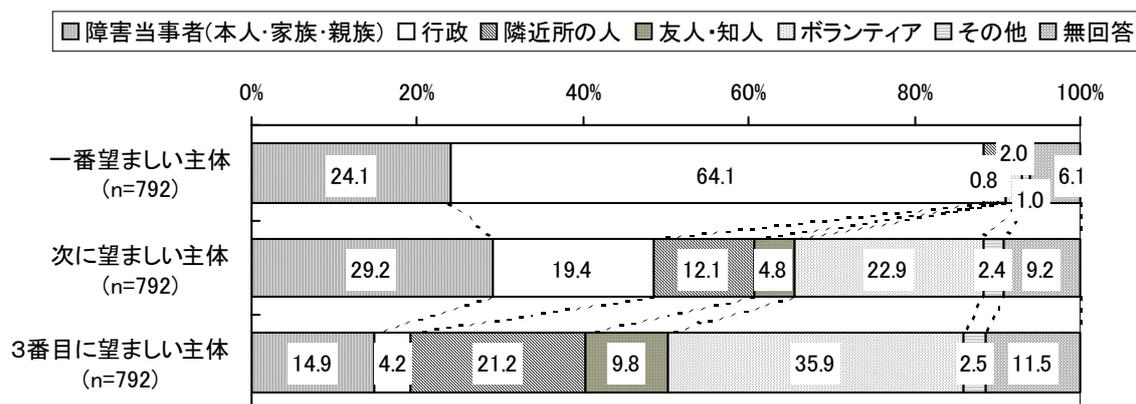
		全体	かなり深まっている	ある程度深まっている	あまり深まっていない	まったく深まっていない	判断できない・わからない	不明
合計		542	5.5	43.2	35.6	5.2	9.6	0.9
性別	男	188	7.4	39.9	37.2	7.4	6.9	1.1
	女	340	4.7	44.7	35.0	4.1	10.9	0.6
年齢	20歳代	62	3.2	29.0	43.5	9.7	14.5	0.0
	30歳代	126	2.4	40.5	38.9	9.5	8.7	0.0
	40歳代	95	2.1	43.2	36.8	2.1	13.7	2.1
	50歳代	123	5.7	48.0	31.7	4.9	7.3	2.4
	60歳代	82	14.6	50.0	28.0	1.2	6.1	0.0
	70歳以上	43	9.3	41.9	39.5	2.3	7.0	0.0

- 全体では「ある程度深まっている」(43.2%)との答えが4割を超え最も多いですが、第2位は「あまり深まっていない」(35.6%)です。
- 「かなり」と「ある程度」を合わせ“深まっている”と思われている人が48.7%に対して「あまり」「まったく」を合わせた“深まっていない”と思われている人が40.8%との結果でした。

○ 望ましい障害のある人に対する支援の推進主体 — 「行政」「障害当事者」「ボランティア」等が多く挙げられています

問：あなたは、今後、障害のある人の支援について、誰が主体になって取り組むのが望ましいとお考えですか。（3つまで選び順位を付ける）

No.	選択肢	一番望ましい主体		次に望ましい主体		3番目に望ましい主体	
		件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
1	障害当事者(本人・家族・親族)	191	24.1	231	29.2	118	14.9
2	行政	508	64.1	154	19.4	33	4.2
3	隣近所の人	15	1.9	96	12.1	168	21.2
4	友人・知人	6	0.8	38	4.8	78	9.8
5	ボランティア	16	2.0	181	22.9	284	35.9
6	その他	8	1.0	19	2.4	20	2.5
	無回答	48	6.1	73	9.2	91	11.5
	全体	792	100.0	792	100.0	792	100.0

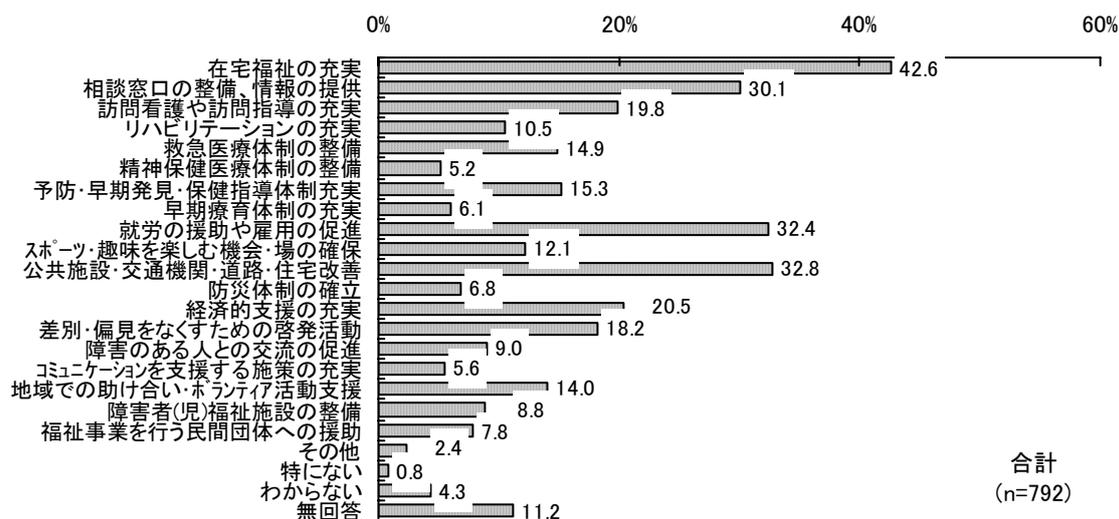


- 一番望ましい主体としては、多い順に「行政」（64.1%）「障害当事者（障害のある人本人やその家族、親族）」（24.1%）となっております。
- 次に望ましい主体としては、多い順に「障害当事者」（29.2%）「ボランティア」（22.9%）「行政」（19.4%）となっております。
- 3番目に望ましい主体としては、多い順に「ボランティア」（35.9%）「隣近所の人」（21.2%）などが挙げられています。

〇市が力を入れるべき障害のある人に対する施策 — 「在宅福祉の充実」が1位となっています

問：障害のある人のために、市はどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。
(〇は4つまで)

No.	選択肢	件数(件)	比率(%)
1	在宅福祉の充実	337	42.6
2	相談窓口の整備、情報の提供	238	30.1
3	訪問看護や訪問指導の充実	157	19.8
4	リハビリテーションの充実	83	10.5
5	救急医療体制の整備	118	14.9
6	精神保健医療体制の整備	41	5.2
7	予防・早期発見・保健指導体制充実	121	15.3
8	早期療育体制の充実	48	6.1
9	就労の援助や雇用の促進	257	32.4
10	スポーツ・趣味を楽しむ機会・場の確保	96	12.1
11	公共施設・交通機関・道路・住宅改善	260	32.8
12	防災体制の確立	54	6.8
13	経済的支援の充実	162	20.5
14	差別・偏見をなくすための啓発活動	144	18.2
15	障害のある人との交流の促進	71	9.0
16	コミュニケーションを支援する施策の充実	44	5.6
17	地域での助け合い・ボランティア活動支援	111	14.0
18	障害者(児)福祉施設の整備	70	8.8
19	福祉事業を行う民間団体への援助	62	7.8
20	その他	19	2.4
21	特にない	6	0.8
22	わからない	34	4.3
	無回答	89	11.2
	全体	792	100.0



・全体では「在宅福祉の充実（ホームヘルパーの派遣やショートステイ、デイサービスなど）」（42.6%）という回答が最も多く「障害のある人に配慮した公共施設や交通機関、道路、住宅などの改善」「就労の援助や雇用の促進」「相談窓口の整備、情報の提供」「障害のある人への経済的支援の充実」がそれに続いて多くなっています。

6 団体ヒアリングの概要

平成17年11月・12月に、市内の障害者団体20団体より今後の取り組み及び意見・要望についてのヒアリングを行いました。

(1)ヒアリング団体の概要

団体名	団体の目的	主な活動内容
松戸手をつなぐ育成会	障害児者を守り育て、教育と福祉の向上を図る。	・権利擁護等に関する広報・啓発 ・社会参加と自立の機会確保
松戸市自閉症協会	自閉症児者の幸せを願い幅広い活動を展開する。	・講演会、セミナー等の開催 ・作業所「ふれんず」の運営
松戸市肢体不自由児者父母の会	身体障害者が、地域社会の中で安心して生きがいのある生活が送れるよう教育と福祉生活の自立増進を図る。	・障害者団体との情報交換及び研修会参加 ・ボランティア団体との交流
特定非営利活動法人 松戸市身体障害者福祉会	身体障害者の福祉の向上及び利益の増進に寄与する。	・健全者と共にスポーツ等を行う ・障害者、介護者の外出支援
〇の会	障害者が地域で人間らしく生きていけるようにする。	・道路・交通事情の調査 ・ガイドマップの作成
松戸市ことばを育てる親の会	ことばにハンデを持つ子の保護者たちが互いに連携し問題を解決する。	・講演会、学習会の開催・実施 ・会報・パンフレットの発行
五日制を楽しむ会	障害を持った人たちが、「五日制」を楽しく過ごすと共に親睦を図る。	・温水プールを利用したのレクリエーション活動
特定非営利活動法人 はなまる	障害児者が地域で生活することに関する事業を行い、豊かな生活をするのを援助し、福祉の増進に寄与する。	・送迎ヘルプサービス ・レクリエーション活動
松戸市ろうあ協会	会員相互の親睦と友愛の精神を高め、福祉活動の推進を図る。	・文章教室、学習会の開催 ・スポーツ等交流行事の実施
松戸市身障運転者協会	交通ルールを守り、安全運転に心がけ、福祉向上、自立及び社会参加拡大に協力する。	・イベントでの福祉車両・障害者用改造車両の展示・説明 ・遠乗り・日帰り修練会の開催
日本 ALS 協会 千葉県支部松戸地区	ALS の克服と患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指す。	・コミュニケーション支援 ・会報の発行と集会への参加
特定非営利活動法人 土曜会	精神障害者の社会復帰、社会参加するための援助活動を行うと共に、福祉の向上増進を図る。	・「ピオラ工房」「そよかぜ工房」の運営 ・家族等の相談事業
みのり会	精神障害者の自立と社会復帰への援助をめざして、福祉増進に協力すると共に、会員相互の研修と親睦を図る。	・支え合い、学び合い、働きかけの活動 ・「みのり会作業所」の運営
障害者問題研究会 松戸サークル	障害者の生活と権利を守り、社会参加と自立を支援する。	・チャリティコンサートの実施 ・パソコン塾・さおり織り教室
東葛失語症友の会松戸支部	言語障害者及び家族の交流、学習等の場を作ると共に社会への啓蒙を行う。	・機関紙の発行 ・書画の練習・制作の会開催
木馬の会	ダウン症児父母の会として、子が心身共に健やかに育成されるよう、励まし合い知識を高め合う。	・社会性育成のための郊外活動 ・機関紙の発行、情報交換
松戸点訳会	点訳本を作成する活動を通じ、視覚障害者の福祉に寄与する。	・点訳図書・触図の作成 ・点字講習会・点字指導の実施
松戸朗読奉仕会	視覚障害者との親睦を図り、できる限りの情報提供を行い支援する。	・情報・依頼図書の録音テープの発送
松戸市手話サークル ゆうかりの会	手話の学習活動を通じ、聴覚障害者との交流・活動の支援を図る。	・手話の習得 ・ろうあ者との交流・合同行事
松戸市視覚障害者協会	視覚障害者の福利厚生と生活文化の向上及び会員相互の親睦を図る。	・料理教室等各種教室の開催 ・外出行事を定期的に実施

(2)ヒアリング結果の概要

＜市民との相互理解と交流＞に対する意見

- ・ ボランティアの育成をしてほしい。
- ・ 市民やドライバーのマナーが悪い、積極的に啓発活動や警察と連携した指導を検討してほしい。
- ・ 障害のある人自身のモラル向上と権利の乱用防止も必要と思う。

＜自立と社会参加の実現＞に対する意見

- ・ 就労支援体制の確立を望む。
- ・ ジョブコーチの適性人員の確保と育成を図ってほしい。
- ・ 障害のある子の卒業後の進路確保をしてほしい。
- ・ 就学終了後の進路が不足している。就労先の開拓と「特例子会社」の誘致を推進してほしい。
- ・ 福祉と教育の円滑な連携を行ってほしい。
- ・ 小さい時からの教育として、障害のある人に手を差し伸べるなどのモラルや「心のバリアフリー」を教えるべきと思う。
- ・ 障害のある子の学童保育の場を、デイケア的サービスの場の設立と支援を望む。
- ・ 「ことばの教室」の増設、中学校にも設置してほしい。

＜生活基盤の確立＞に対する意見

- ・ 精神に障害のある人に対する福祉施策の遅れを危惧している。
- ・ 精神に障害のある人に対する支援策の充実を図ってほしい。
- ・ 「障害者ケアマネジメント」を制度化してほしい。
- ・ 手話通訳者設置・派遣事業を今以上に充実させてほしい。
- ・ 成年後見制度の充実を望む。

- ・「ふれあい22」ができ障害のある人たちの活動の場が増えたことは大変良いことであり、このような施設が地区ごとに増えればよいと思う。
- ・「こども発達センター」の専門職員を増員してほしい。
- ・ショートステイの受け入れ先が少ない。
- ・重度医療費を現物給付にしてほしい。
- ・各種コミュニケーション支援者の養成と資質向上を図ってほしい。
- ・難病者の居宅支援事業の充実を。
- ・障害のある人の高齢化と重度化が進む中で、「老老介護」に対する支援策を検討してほしい。
- ・どのような障害のある人にも「情報の平等」を実現してほしい。

<住みよいまちづくりの推進>に対する意見

- ・障害のある人に対する防災対策の強化を図ってほしい。
- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進による障害のある人の自立環境の整備を図ってほしい。
- ・動くことができない難病を抱える人や障害のある人に対する災害時の避難等対策の充実を図ってほしい。
- ・障害のある人にとっては、駅のエスカレーター等は上下両方が必要である。
- ・障害のある人の救急体制の拡充、災害時の避難・避難所体制の充実を図ってほしい。
- ・交通バリアフリー化の一層の推進を図ってほしい。

<その他意見>

- ・松戸市としての障害福祉に対する姿勢が見えない。
- ・今回の法改正をチャンスと捉え、松戸市としての明確な考え方、方針を打ち出してほしい。
- ・松戸市独自のサービスの充実を図ってほしい。

- ・ 障害者計画を策定の際には、障害当事者を策定委員に加えてほしい。
 - ・ 「精神保健福祉を考える懇話会」を続けてほしい。
 - ・ 市と団体との懇談会を定期的を開催してほしい。
 - ・ 市の様々な課との懇談の機会を設けてほしい。
-
- ・ 既存の公共的資源の有効で大胆な活用をしてほしい。
 - ・ 市の施設の使用料の減免と申し込み方法に配慮(公平)をしてほしい。
 - ・ 障害のある人のための団体活動の際に市のバスの貸出しなどの支援を望む。

第3章 基本施策

いきいきと安心してらせる社会を目指して

1 市民との相互理解と交流

(1) 市民意識の醸成	⇒	1) 市民との交流による相互理解
(2) 福祉に関する教育	⇒	1) 学校教育における福祉教育 2) 交流の場の提供
(3) 地域ボランティア活動等の推進	⇒	1) ボランティアの育成と市民参加 2) 児童・生徒のボランティア活動支援 3) 社会福祉協議会との連携 4) 当事者団体への支援

2 自立した日常生活と社会生活の実現

(1) 障害に応じた療育	⇒	1) こどもの自立に向けての支援 2) 保育の充実
(2) 特別支援教育の充実	⇒	1) 教育内容の充実 2) 教育環境の整備 3) 就学相談・指導の充実 4) 卒業後の進路確保
(3) 障害のある人の職業的自立	⇒	1) 就労支援・雇用の促進 2) 就労支援体制の整備 3) 福祉的就労の支援
(4) スポーツ・文化活動の支援	⇒	1) スポーツ・レクリエーションの促進 2) 文化・芸術活動の支援

3 生活基盤の確立

(1) (障害の原因となる) 疾病等の 予防・早期発見と療育体制の確保	⇒	1) 保健指導 2) 健康の維持・増進 3) 疾病の早期発見・療育体制の充実
(2) 生活の安定のための施策	⇒	1) 年金・各種手当制度の充実 2) 助成・割引制度の充実 3) 医療費等の負担軽減 4) 相談体制の整備・充実 5) 権利擁護事業・成年後見制度の充実
(3) 障害福祉サービスの充実	⇒	1) 障害福祉サービスの供給体制の整備 2) 障害福祉サービスに係る人材確保と育成 3) 利用者負担の軽減

4 住みよいまちづくりの推進

(1) 住みよいまちづくりのための施策	⇒	1) バリアフリー化の推進 2) 「心のバリアフリー」の醸成 3) 住宅の整備 4) 防犯・防災対策
---------------------	---	---

1 市民との相互理解と交流

(1) 市民意識の醸成

現状と課題

障害のない市民(2,000人を無作為抽出)を対象としたアンケート調査によれば、「今までに障害のある人と日常生活の中でふれあう機会がありましたか」との問いに、49.4%の人が「ある」と回答されています。そして、そのふれあう機会について多い順では、家族や親戚、友人や知人、近所に障害のある人がいる・いた、職場で一緒に働いている・働いた、学校で一緒に勉強している・した、そしてボランティア活動などで知り合ったと回答されています。

また、ノーマライゼーションに関連する質問に対しては、企業の受け入れ、学校生活、道路整備や地域活動への参加支援の意識について肯定的意見が圧倒的であり、アプローチの手段、工夫によっては障害のある人等への理解が大きく進むものと期待されます。

障害のある人に対する差別・偏見についての問いには、身体に障害のある人に対しては48.0%、知的な障害のある人に対しては60.2%、精神に障害のある人に対しては64.8%の市民が偏見・差別が存在すると回答され、その理由としては、「障害のある人の事がよく理解されていない」との意見が最も多く「障害のある人を守るという精神が社会に育っていないこと」「幼少から障害のある人とふれあう機会がない」という意見が続いています。

障害や障害のある人に対する社会的偏見や誤解のため、障害のある人が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされてきた実態は否定できません。障害には、様々な特性がありますが、一人ひとり個人として尊重されなければなりません。

千葉県では、平成18年10月に、障害のある人に対する理解を広げ、あらゆる差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。

また、平成18年12月13日、国連総会において、障害のある人々に対する差別をなくし、真の平等をめざす「障害者権利条約」が採択されました。

今後も市民と共に、あらゆる機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深め、偏見や差別のない社会の実現を目指し、豊かな福祉土壌を醸成していくことが必要と考えます。

基本目標

障害のある人とない人の様々な相互交流の場を通して、偏見や差別をなくし、互いの人格と個性を尊重しあい、共に支えあう社会の構築を旨とします。

施策内容

1) 市民との交流による相互理解

障害のある人やその家族、支援団体及び福祉施設と連携し、各種イベントや福祉バザー、さらには障害者週間(12月3日から9日)の行事など様々な機会を通して市民との交流の場をつくり、障害のある人たちが地域で生活していく上で市民に理解してほしいことや市内に存在する障害者支援施設等の社会的役割などについて呼びかけながら市民との相互理解を深めていきます。

(2) 福祉に関する教育

現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査によれば、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した市民のうち、41.5%の人が障害者を守る精神が育っていないこと、さらに36.2%の人が幼少から障害のある人とふれあう機会がないことを差別・偏見が生まれる理由に挙げています。

市内公立小学校(44校)及び公立中学校(20校)においては、小学校16校、中学校6校に特別支援学級を設置し、それぞれの障害(知的、情緒、難聴、言語、病弱、弱視)に配慮した教育が行われています。

また、通常学級の子どもたちとの交流、養護学校や地域の福祉施設との交流など様々な福祉活動が行われています。さらに今後、国・県指導の下、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などのある子どもを含めた、乳幼児期から卒業後以降にわたる適切な支援を行う「特別支援教育」が方向付けられ、学校現場での具体的な取組み方についての検討が進められております。

基本目標

家庭生活や学校教育の中で、障害のある人たちとの交流や活動を通して、障害に対する正しい認識を得るとともに障害のある人を理解し、障害のある人などに対する思いやりや、共に支えあい生きてゆく大切さを育みます。

施策内容

1) 学校教育における福祉教育

学校教育では、特別支援教育の推進や福祉教育推進校の支援を通し、障害や障害のある人に対して、偏見や差別することなく正しい認識を持ち、障害のある人もない人も共に支え合って生きてゆく大切さを福祉教育の中で育んでいきます。

2) 交流の場の提供

学校教育、社会教育活動などの福祉に関する教育の推進を図るとともに、多くの児童・生徒が障害のある人と接し、共に活動する機会を得られるよう、養護学校、福祉施設及び地域と学校との交流の機会・場の提供に努めます。

家庭、地域、学校が共に連携し、子どもたちが障害のある人と共に学ぶ機会や体験する場づくりをしていきます。

(3) 地域ボランティア活動等の推進

現状と課題

地域ボランティア活動は、福祉をはじめ、教育、環境、まちづくりなどの幅広い分野において、多くの市民によって支えられています。

松戸市社会福祉協議会の福祉ボランティアだけでも、平成18年3月末現在、180団体7314人、個人で340人の方が登録されており、福祉施設や地域の中で支えあいの活動がなされています。

また、「自分たちの福祉課題は、自分たち自身で取り組もう」という住民意識を出発点に市内に14の地区社会福祉協議会(地区社協)が組織化され、住みよい福祉のまちづくりを推進するために、多種多様な分野にボランティアが幅広く活動し地域福祉を支えています。

松戸市民生・児童委員が中心となって行っている「助け合い活動」は、制度ボランティアとして、地域の一人暮らしの高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人に対して、見守りや声掛けによる支えあいの活動を行っています。この活動には、平成18年3月末日現在で約2730グループが参加しており、うち約210のグループが障害のある人への支援活動を行っています。

しかしながら、障害のない市民(無作為抽出)を対象としたアンケート調査によれば、「現在、ボランティア活動に参加している」と回答された人は4.4%でした。

また、「ボランティア活動に参加していない、出来ない理由」の問いに対しては、「時間がない」「参加するきっかけがない」との回答が殆どでした。

このように地域福祉は、一部の限られた団体や市民、制度ボランティア等の活動によって支えられており「活動へのおもい」はあっても「かかわり方がわからない」「きっかけがない」などの理由により参加できない市民も多くおられます。どのようにして、市民による地域福祉活動の広がりを推し進めていくかが、今後の

大きな課題となります。

基本目標

地域に根ざした、ボランティア活動を通して、障害のある人もない人も共にふれあい、支え合える地域社会の構築を目指します。

施策内容

1) ボランティアの育成と市民参加

松戸市は地域福祉活動の拠点である、松戸市社会福祉協議会ボランティアセンターが行う、ボランティアの育成、活動ニーズの把握、コーディネート業務に協力し、市民のボランティア意識の高まりと参加を推進していきます。

2) 児童・生徒のボランティア活動支援

学校や地域でのボランティア活動の取り組みを通して、児童・生徒が障害に対する正しい理解や障害のある人を理解できるよう学校、地域、関係機関と連携し支援していきます。

3) 社会福祉協議会との連携

障害のある人はもとより、子どもから高齢者まで、地域の人が住み慣れたまちで、安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、松戸市は松戸市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の推進・充実に努めます。

4) 当事者団体への支援

障害のある当事者同士のふれあいを通して、共感や新たな心の支えを得て問題解決につながる場合があります。このような取り組みを実践する自助グルー

プを支援し、それらの連携の広がり支援していきます。

2 自立した日常生活と社会生活の実現

(1) 障害に応じた療育

現状と課題

出生時、乳幼児期より障害のある子どもにとっては、出来るだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育を受けることが大切です。

乳幼児期は心身の発達や感覚機能がめざましい発達を遂げますので、子どもの持つ力を引き出せるように乳幼児を取り巻く環境を整えることが重要となり、個々の障害の状態に応じたきめ細やかな対応が求められています。

松戸市では、健康福社会館（ふれあい22）内に、こども発達センターを設置しています。同センターは、障害のある子やその家族の多様なニーズに対応するため、医師及び専門職を配置し、「相談診療」「外来療育」「関係施設（幼稚園、保育所）への巡回相談」等の事業を実施するとともに「通園施設」を運営し、一貫した支援体制づくりに努めています。

また、健康福社会館には「常盤平保健福祉センター」「コミュニティー広場」も併設されており、保健と福祉の連携を図っています。

乳幼児期の子どもが家庭、地域のほかに多くの時間を過ごす場所として、保育所や幼稚園があります。市内の保育所では、児童相談所・こども発達センター等と連携し、保育所への入所の要件が満たされる場合には、障害のある子ども積極的に受け入れて自立支援、子育て支援に努めています。

また、民間保育所（社会福祉法人立）1か所では、保育所への入所の要件を満たさなくても障害のある子を保育し、自立に向けて支援する「統合保育室設置モデル事業」が実施されています。

障害のある子を対象としたアンケート調査によると、こども発達センターは9割近くの方に認知され、7割の方が「利用したことがある」と回答されています。

松戸市における障害のある子の療育の拠点として認知されていることがうかがえます。

一方で、同じアンケート調査の中で「今後力を入れてほしい施策」を尋ねた項目では、「障害児保育・教育の充実」「障害児学童保育の推進」が上位に挙げられています。

障害のある子どもとその家族が、普段生活する地域の中での活動範囲をより広げたいとする要望が多いものと思われます。

基本目標

障害のある子どもたちの個々の状況に応じた成長・発達を支援するため、総合的な療育体制の推進を図ります。

障害のある子とない子の相互の理解を深め、豊かな人間関係を育てるために障害のある子の保育の充実を図ります。

施策内容

1) 子どもの自立に向けての支援

こども発達センターを中心として、一人ひとりの子どもの特性と家族の状況に合わせたきめ細やかな相談、診療、療育、保育を行い、子どもたちが地域社会や家庭で、いきいきと暮らし自立できるよう支援していきます。

2) 保育の充実

障害のある子どもたちが、普段生活する地域社会の中でいきいきと過ごせるように保育所等の統合保育の充実に努めます。

保育所は、保育士等の研修に努めるとともに、職員配置等に配慮して、保護

者と協力し障害のある子どもの健全育成に努めます。

小学校就学後の障害のある児童の自立に向けた支援と子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブ(学童保育所)での障害のある子どもの受け入れについて環境整備に努めます。

(2)特別支援教育の充実

現状と課題

松戸市の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は合計12,851名で、そのうち18歳未満は835名です。本市では障害のある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援学級や通級指導教室の充実に努めており、市内公立小・中学校24校に特別支援教育(知的・言語・難聴・情緒障害・病弱・弱視)を行う61学級を設置しています。就学については、本人及び保護者の希望、本人の発達や障害の状況等を十分に考慮するため、心身障害児就学指導委員会を設置し、話し合いを進めています。また、特別支援学級には生活や学習活動を支援する補助教員を配置しています。

車椅子対応の身障者用トイレの設置やスロープ・手摺の設置等による学校施設の改善に努め、学校教育の場でのバリアフリー化を図っています。

特別支援教育は、従来の特殊教育の対象となっている児童・生徒に加え、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)等の子どもたちの教育的ニーズを適確に把握し、適切な教育的支援に取り組んでいくことが必要と考えます。

不登校児童・生徒等を支援するため、スクールカウンセラーを市内全中学校に配置し、学校における相談・支援体制の充実に努めていますが、これら児童・生徒の低年齢化への対応など、幅広い支援体制が求められています。

基本目標

障害のある児童・生徒の特性、発達の状況を理解し、適切な教育を行い、持てる力や可能性を伸ばすとともに、状況に応じた多様な学習機会の提供・進路等相談体制の充実を図ります。

障害のある児童・生徒とない児童・生徒の相互理解を深め、豊かな人間関係を育てるため、福祉教育や交流教育及び共同学習の充実・推進に努めます。

施策内容

1) 教育内容の充実

福祉教育や交流教育及び共同学習の推進を図りながら、教職員の障害に対する理解と認識をさらに深め、教育内容の充実を図ります。

アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)等の発達障害により、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対する適切な指導、支援体制の整備・充実に努めていきます。

2) 教育環境の整備

より良い環境の中で教育が受けられるよう、学校施設・設備の整備に努めるとともに、特別支援学級に補助教員を配置し、きめ細やかな教育のための人的確保に今後も努めます。

障害のある中・高生が放課後や夏休み等に利用できる「障害児タイムケア」事業の導入について検討します。

特別支援学級へ就学している児童・生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減を図っていきます。

3) 就学相談・指導の充実

就学指導について、児童・生徒一人ひとりの個性を生かした教育の必要性について、本人・保護者と共通理解を得ながら就学の場を選択できるよう、よりよい相談支援体制の充実に努めます。

特別支援教育の対象となる児童・生徒の自立と社会参加に向けて、その持つ力を高め、生活や学習上の困難の改善が図られるよう必要なスクールカウンセラーの配置に努めます。

教職員に対する特別支援教育研修講座をより充実させることにより、入学後の適切な就学指導・相談体制の充実に努めます。

4) 卒業後の進路確保

障害のある児童・生徒にとって、学校卒業後の進路の確保は重要です。希望する多様な進路の確保を図るため、教育関係機関、公共職業安定所（ハローワーク）、福祉施設等やその他関係機関と十分な連携を図り、個々の状況を尊重できる体制づくりを目指します。

また、卒業後における相談支援体制の整備・充実に努めます。

(3) 障害のある人の職業的自立

現状と課題

障害のある人にとっての就労は、自分を肯定し、社会の中で自信を持って生きてゆくことにつながります。また、途中で障害を持った人にとっては、働くことで健康を取り戻し、自信と希望を回復するという心身のリハビリテーションにつながります。

障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主に対して、その規模・種別に応じて障害者を雇用する義務（法定雇用率）を課しています。平成18年6月時点でのハローワーク松戸管内の一般民間企業の障害者雇用率は1.61%（全国平均では1.52%）となっており、前年に比べ多少増加しているものの、法定雇用率（1.80%）を達成していない現況にあります。

障害のある人を雇用する事業主に対して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の「障害者雇用調整金及び報償金」や公共職業安定所が支給する「特定求職者雇用開発助成金」、松戸市独自の「松戸市障害者雇用促進奨励金」等の助成制度と税制上の優遇措置をはじめ、様々な措置がとられているにもかかわらず障害のある人の雇用が増えているとは言えない現況にあります。

千葉県では、働く・働きたい障害のある人の就労を支援するため、公共職業安定所と連携して「千葉障害者職業センター」において、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、障害のある人個々の状況に応じた継続的支援を行っています。また「障害者就業・生活支援センター」では、障害のある人の就業面と生活面の一体的かつ総合的な支援を行っていくことを目指しています。

平成16年1月には、働く意欲を持った障害のある人と障害のある人の雇用希望を持つ事業主の双方をサポートする「千葉県障害者就業支援キャリアセン

ター」を開設し、就職相談やセンターでの実習・訓練、就労時の職場支援を行っています。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法では「働く意欲や能力ある障害者の就労支援」を一つの柱として、福祉施設から一般就労への移行を進める「就労移行支援事業」の創設、福祉と雇用がネットワークを構成し、障害のある人の適性に合った就職の斡旋、雇用施策との連携強化による障害者雇用の促進により、「障害者が能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会を目指す。」としています。

松戸市には、平成18年10月現在、福祉的就労の場として、知的障害者福祉作業所が4所、知的障害者小規模福祉作業所が11所、身体障害者福祉作業所が1所、身体障害者小規模福祉作業所が1所、精神障害者共同作業所が7所、そして小規模通所授産施設が2所の合計26所があり、約370名の障害のある人たちが通所し、作業や創作活動に励んでいます。

これら福祉的就労は一般就労への足がかりとして重要であるばかりでなく、そこで働く障害のある人たちにとっては貴重な収入の手段となります。

しかしながら、働く内容や時間に比して非常に低い工賃収入しか得られていないのが現状です。それぞれの作業所・施設の活動に対しての支援に注力していくことが必要と考えます。

障害のある人を対象としたアンケート調査によれば、障害のある人が働きやすくなると思う条件として、「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」が24.2%、「体調に合わせ日数・時間を調整できる」が21.8%「障害のことを理解してくれる相談援助の担当者がある」が11.7%と上位を占めています。

また、障害のある人の仕事や作業についての希望については「身近な場所で働きたい」が18.7%「収入の多い仕事に就きたい」が17.8%「周囲の理解のある職場で働きたい」が16.3%と上位を占めています。

障害のある人の就労・雇用の促進を図るためには、雇用する企業側の理解

はもとより、相談支援体制の整備・充実、就労後のフォローまで支援するシステムの構築が極めて重要となります。

基本目標

障害のある人が地域で生きがいを持って生活するとともに、自立の基盤が確立できるよう、雇用・就労を促進するための相談支援体制の整備・就労に関する情報提供に努めます。

障害のある人の個々の状況に応じた就労に向けての支援に努め、就労から就労後のフォローまで支援するシステムの構築を目指します。

施策内容

1) 就労支援・雇用の促進

就労を希望する障害のある人に対する相談支援体制の強化に努めます。

公共職業安定所(ハローワーク)、千葉障害者職業センター等の関係機関と連携し、働く意欲や能力のある障害のある人の雇用の促進・就労支援に努めます。

2) 就労支援体制の整備

福祉と教育機関、ハローワーク、事業者、企業等との連携強化及び就労支援ネットワークを構築し、働く意欲と能力のある障害のある人たちが自信と希望を持ち働き、働き続けられる支援体制の整備に努めます。

就職から就労後のフォローまでの、就労支援体制の整備・強化に努めるとともに、ジョブコーチ機能の充実及び養成の支援に努めます。

小規模福祉作業所等の法定施設への移行支援に努め、健全で安定した運

営基盤が確保されるよう支援していきます。

3) 福祉的就労の支援

障害のある人の幅広い社会参加と自立を実現するため、事業者相互の関係を深め、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、作業の共同受注や製品の共同販売などの小規模福祉作業所・共同作業所等の活動を支援し、通所する人たちが生きがいを持って働き、地域でいきいきと生活できるよう、引き続き支援していきます。

(4) スポーツ・文化活動の支援

現状と課題

障害のある人にとって、スポーツ・文化活動は、心身の健康維持・増進と共に社会参加の重要な要素となります。

千葉県では、障害者スポーツの振興による自立と社会参加の促進を目的として、平成12年度から、従来の知的障害者、身体障害者別のスポーツ大会を統一した総合的な「千葉県障害者スポーツ大会」を開催しています。

平成15年度の大会からは、精神障害のある人も参加する大会となり、松戸市からも多くの障害のある人が参加しています。

松戸市の障害者福祉センターでは、地域生活支援事業として、心身に障害のある人が、活動の範囲を広げ、地域社会へ参加できるよう、文化・創作活動、スポーツ・レクリエーション等の活動を行っています。

平成17年10月には、日韓文化交流事業の一環として、松戸市障害者団体連絡協議会主催による、韓国視覚障害者連合会との視覚障害者音楽交流会を開催し、交流と友好の機会に恵まれました。

障害のある人を対象としたアンケート調査によれば、趣味やスポーツ活動を1年間「特にしなかった」と回答した人の割合が33.0%となっています。一方、今後のしたい活動としては、「泊りがけの旅行」が27.0%「コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦」が25.5%「趣味の活動」が22.8%「日帰り旅行」が18.9%となっています。

また、活動が活発化するために必要と思うこととして「障害者が参加しやすい体制づくり」「施設・設備の充実」があればと46.5%の人が回答し、「活動にかかる費用の援助」「外出のための移動手段や介助の確保」があればと29.6%の人が回答されています。

今後、更に障害のある人やその家族の方々がスポーツや様々な文化活動が

可能となる施策、環境整備をすることが必要と考えます。

基本目標

障害のある人の自立と社会参加を促進し、生活をより豊かにするため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動の機会・場の拡充に努め、障害のある人が参加しやすい体制・環境整備に努めます。

障害者団体等のスポーツ・文化活動を支援し、共に充実を図っていきます。

施策内容

1) スポーツ・レクリエーションの促進

障害のある人が心身の健康増進のため、スポーツ・レクリエーションを身近で親しむ機会・施設整備の拡充に努めます。

スポーツ・レクリエーションを通して、障害のある人と市民・地域との交流を深め、相互理解の促進を図っていきます。

2) 文化・芸術活動の支援

障害のある人が、豊かで生きがいのある生活を送れるよう、音楽会や自らの創作活動の作品展など文化・芸術活動を発表する機会・場の提供・広報に努めます。

障害者福祉センター(地域活動支援センターⅡ型)が実施する、社会参加促進を図る各種講座、創作活動の充実に努めるとともに、自主的活動や障害者団体等の活動を支援していきます。

3 生活基盤の確立

(1) (障害の原因となる)疾病等の予防・早期発見と療育体制の確保

現状と課題

アンケート調査によれば、「障害の原因」については、障害のある人を対象とした調査においては「病気」との回答が52.4%と過半数を超えており、次いで「不明」が16.6%「加齢によるもの」が7.6%との結果でした。また、障害のある子を対象とした調査では「不明」との回答が58.3%、次いで「出生時の損傷」が14.6%「病気」が14.1%との集計結果でした。

また、「障害があるとわかった時期」については、障害のある人では60歳代が最も多く15.8%、次いで50歳代が15.3%でした。障害のある子では「出生前または出生時」との回答が26.9%と最も多く、98%の児童が6歳までに「障害があるとわかった」と回答されています。

また、精神障害(疾患)のある人の発症時期については、10歳代が25.2%、20歳代が24.9%と多く、次いで30歳代の13.8%となっています。

松戸市の保健福祉事業は、年代に応じたきめ細やかな保健サービスに努めております。

母子保健事業では、妊娠中及び出産前後における疾病を予防するため、妊産婦・新生児訪問指導などの相談事業、妊婦健康診査を実施しています。また、健康診査の受診率向上のため、妊婦、乳幼児の健康診査の助成事業を実施しています。

成人保健対策事業では、保健福祉センターや市内受託医療機関において基本健康診査を実施するとともに、健康教育・健康相談や訪問指導により疾病の予防と早期発見・早期治療のための支援を行っています。

さらに、虚弱高齢者(特定高齢者)を対象として、要支援・要介護状態となることの予防や軽減を目的とした介護予防事業を行っています。

今後は、障害の原因となる糖尿病、脳卒中を始めとする生活習慣病を予防するための生活習慣を改善する取り組みをより重視していく必要があります。

原因が不明で、治療方法が確立していない疾病で、かつ医療費も高額で治療が長期にわたる特定疾患(難病)、小児慢性特定疾患の対象者に対しては、療養者の医療費軽減のため各都道府県が医療費の公費負担を行っています。松戸市ではこれら難病療養者の方に対して援護金を支給し、経済的負担の軽減を図っています。

今後は、高次脳機能障害等も含め、障害の原因となる疾病等の適切な予防と身近で相談できる体制の確保等が課題と捉えています。

基本目標

障害の原因となる疾病等の適切な予防と、早期発見を一層推進し、療育体制の充実を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進を図るため、健康診査、各種検診、健康教育及び相談事業の更なる充実を図ります。

施策内容

1) 保健指導

妊娠中から出産後までの母体の健康状態を良好に保てるように、妊産婦健康診査・歯科健康診査等、妊産婦に対する健康診査の一層の充実を図ります。

妊婦とそのパートナーが、こどもを安心・安全に生み育てられるきっかけづくりとなるよう、「ママパパ学級(両親学級)」を引き続き開催していきます。

新生児(産婦)訪問指導、育児教室、健康づくり講座、乳幼児期の健康診査を継続し、母子保健の充実を図っていきます。

2) 健康の維持・増進

生活習慣病を予防するため、生活習慣の改善が図れるよう、健康教育や健康相談の充実を図ります。

基本健康診査等の充実努めると共に「自分の健康は自分でつくる」という自覚と認識を広げるため、健康手帳の活用、地域での自主的な健康づくりを支援していきます。

年齢を重ねるとともに障害や生活スタイルに変化が生じ、身体への負担が増し二次障害が起こりやすくなります。関係機関、医療機関との連携を図り、このような二次障害の防止に努めます。

3) 疾病の早期発見・療育体制の充実

こども発達センターで実施する外来診療、医学的相談や多角的な検査、障害の特性に考慮した療育及び保育については、専門性を一層高め、更なる充実を図ります。

障害者福祉センターで実施する、機能訓練、社会適応訓練及び介護指導の更なる充実を図ります。

障害の軽減と進行を防ぎ、経済的負担の軽減のため、自立支援医療費制度の利用について、医療機関と連携し周知に努めます。

職員研修(配置)の充実に努め、障害の原因となる疾病等の予防及び療育体制の充実を図っていきます。

(2) 生活の安定のための施策

現状と課題

障害のある人・障害のある子を対象としたアンケート調査によれば、「健康管理や医療で困ったこと」について、障害のある人で19.6%、障害のある子で21.4%の方が「医療費の負担が大きい」と回答しています。

また「今後力を入れてほしい障害者施策」の項目では「手当等の経済的支援の充実」との回答が障害者調査、障害児調査共に最上位となっています。

障害のある人への経済的支援策としては、障害(基礎)年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の公的年金・手当の制度があります。

松戸市では、障害のある人への経済的支援策として、心身障害児福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当等の支給事業を実施し、医療費負担の軽減策として、重度心身障害者医療費助成、精神障害者(入院)医療費助成、難病者援護金等の助成事業を実施しています。

アンケート調査によれば「保護者がいなくなった後の生活保障」を優先的に実施してほしい障害福祉施策との回答が障害のある子を対象とした調査で65.8%、障害のある人を対象とした調査で22.2%と高い数値を示しています。ひとり残された障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の施策の充実が求められています。

障害のある人が地域で生活するためには、必要とする様々な情報の提供と相談窓口が重要となります。また、視覚や聴覚に障害のある人にとっては、情報の提供方法などに特別な配慮を必要とする場合があります。

松戸市では、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等地域での相談体制の充実に努めるとともに手話通訳者の設置や、窓口相談、電話相談にも力を注いでいます。また、平成18年10月より障害者自立支

援法の地域生活支援事業として、障害者福祉センター内に相談事業窓口「ふれあい相談室」を開設し、相談支援体制の更なる充実に努めています。

基本目標

障害のある人の経済的基盤の安定、将来への不安の解消のため、年金・各種手当の充実、医療費の負担軽減を関係機関に働きかけるとともに、情報提供・相談機能の充実を図り、各種制度の周知に努めます。

施策内容

1) 年金・各種手当制度の充実

年金・各種手当等制度の充実について、機会あるごとに国・県・関係機関に働きかけていきます。

障害のある人の生活の安定を図るため、障害(基礎)年金、特別障害者手当等各種手当の制度について、相談支援事業・広報まつど・パートナー講座等により広く周知を図ります。

2) 助成・割引制度の充実

障害のある人の外出や社会参加を支援するための福祉タクシー事業、自家用車燃料助成事業、安心して生活を送れるよう住宅改造等助成・貸付事業により支援していきます。

公共交通機関の運賃割引、公共料金の割引制度の周知に努めるとともに、各種割引制度の充実を関係機関に働きかけていきます。

3) 医療費等の負担軽減

重度心身障害者医療費の助成、精神障害のある人を抱える保護者に対す

る精神障害者(入院)医療費の助成、難病療養者等に対する難病者援護金の支給事業により支援していきます。

障害のある人の負担軽減のため、障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業の利用、補装具の修理・購入を重複した際の利用者負担額について、松戸市独自の負担軽減策により支援していきます。

自立支援医療費(精神通院・更生医療)の公費負担制度について、医療機関等と連携し、広く周知に努めます。

4) 相談体制の整備・充実

保健・医療・福祉に従事する職員はもとより、市職員全体の障害のある人に対する理解の促進、接遇等研修の充実に努め、相談支援体制の充実に努めます。

市役所各課、松戸健康福祉センター(松戸保健所)と協力して情報の収集に努め、在宅福祉の相談体制の充実強化に努めます。

地域生活支援事業の相談支援事業として、福祉サービスの利用方法などの相談や情報提供を行う「ふれあい相談室」の機能強化・充実に努めます。

5) 権利擁護事業・成年後見制度の充実

松戸市社会福祉協議会と連携し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの援助を行う「地域福祉権利擁護事業」の周知・活用を図ります。

障害等により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないよう家庭裁判所が選任した後見人等が障害のある人や認知症等高齢者を支援する「成年後見制度」の理解・普及に努めるとともに、後見等の申立てが困難な方のための「市長による後見開始の審判申立て」制度の活用にも努めます。

(3)障害福祉サービスの充実

現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査の「主な介助者」の設問では、殆どが配偶者、母及び子ども、兄弟等の家族となっており、家族・親戚以外の介助者は、ホームヘルパーと施設・寮などの職員となっています。また「主な介助者の年齢」では、60歳代、70歳以上、50歳代の順で約80%を占めています。

障害のある人を対象としたアンケート調査の「居宅サービス(ホームヘルプ・ショートステイ・デイサービス)の利用意向」によりますと、それぞれのサービスについて「利用したいと思いますか」の設問に対して、共通して「必要ない」「わからない」「無回答」が上位を占めています。また、「利用状況」では、ホームヘルプサービス、デイサービスの利用割合はともに約10%、ショートステイサービスでは約4%となっています。

これらの調査でもわかるように、介助者のほとんどが配偶者や母親等の家族が主体となっており、福祉サービスがその補完をしている実態が伺われます。また、介助者の高齢化と福祉サービスの利用意向の低さがみられ、将来の介助のあり方が課題となります。

平成18年10月から障害者自立支援法が本格的に施行され、障害のある人に対する福祉サービスの体系が支援費制度の居宅及び施設サービスから自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)及び地域生活支援事業に再構築されました。それに伴い、障害の種別にかかわらず様々な福祉サービスが提供される仕組みみとなり、また、サービス利用の利用者負担額は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した利用者負担額(1割の定率負担と所得に応じた上限額の設定)に見直しがされました。

今後、それぞれのサービスの利用状況や利用者負担額の実態から、利用者とその家族、事業者、施設などそれぞれの視点から様々な課題が浮き彫りにさ

れ、将来の障害福祉サービスのあるべき姿が議論されていくと思われま

基本目標

障害のある人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、利用しやすい、障害に応じた様々な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスの充実を目指します。

施策内容

1) 障害福祉サービスの供給体制の整備

障害者自立支援法の施行に伴う新たな障害福祉サービスについて、必要な情報を提供しながら、障害のある人が必要とするサービスをいつでも利用できるよう障害福祉サービスの供給体制の整備に努めます。

2) 障害福祉サービスに係る人材確保と育成

障害の特性を理解した専門的従事者等を確保し、質の高いサービスが提供できるよう事業者とも連携し人材確保と育成に努めます。

3) 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者の所得状況に配慮した利用者負担額の軽減策や助成策を設け、必要とする福祉サービスの利用を促進するとともに障害のある人の経済的な負担の軽減に努めます。

4 住みよいまちづくりの推進

(1) 住みよいまちづくりのための施策

現状と課題

障害のない市民(無作為抽出)を対象としたアンケート調査の中で「バリアフリーのまちづくりへの意見」として60.0%の人が「積極的に進めるべき」と回答しています。具体的な改善点として「道路の段差解消」(61.5%)「歩道の設置・歩道の拡幅」(53.8%)等の意見が上位を占めています。

平成6年に高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を進めるため「ハートビル法」が、平成12年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺のバリアフリー化を進めるため「交通バリアフリー法」がそれぞれ制定され、バリアフリー化の推進が図られてきました。

また、平成18年12月20日には、対象者を身体障害者のみならず、全ての障害のある人を対象とするなど、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されました。

松戸市では、平成10年に「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」を策定し、公共建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化に全庁的に取り組んでいます。

平成17年には「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定し、バリア(障壁)のないまちづくりを進めています。また、その中で高齢者や障害のある人への思いやり、いたわりの気持ちを持つなど「心のバリアフリー」についての啓発用の冊子を平成18年7月に市民と行政が協働で作成し、学校、市政協力委員、民生・児童委員、商工会議所を通して加盟店5,200店舗等に配布し、広く市民への啓発を行っています。

障害者アンケート調査において、今後力を入れてほしい施策として、「住宅確保・住居環境の改善・整備」と回答した割合が17.0%となっています。

現在、松戸市の市営住宅は市内に23ヶ所あり、その内、身体障害者用住宅は26戸となっています。

また、身体障害者等の居住環境改善のための施策として、住宅増改築等助成金の支給・住宅増改築等資金の貸付事業を実施しています。

近年、振込め詐欺や不当販売といった高齢者や障害のある人をターゲットとした犯罪の多発・多様化が社会的問題となっています。警察等関係機関と連携し、これら被害から守る対策が求められています。

また、地震、火災、水害などの災害時における障害のある人に対しての的確な情報提供や安全な避難誘導・救護体制の更なる充実が求められています。

基本目標

住みよいまちづくり、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、公共施設、道路などのバリアフリー化を推進します。

障害のある人の安全で安心した生活を守るため、防犯・防災対策の充実に努めます。

施策内容

1) バリアフリー化の推進

「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」に基づき、道路の拡幅や歩道整備をはじめ、公共施設のバリアフリー化を推進します。

「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅舎や駅前広場及び周辺道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化の整備、さらに今後はユニバーサル

デザインの考え方を取り入れて、障害のある人はもとより、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

2) 「心のバリアフリー」の醸成

バリアフリー化を進めていく上で、お年寄りの方や障害のある人に対する思いやりやいたわりの気持ち、いわゆる「心のバリアフリー」の醸成も重要です。障害者週間やイベントなどの機会あるごとに「心のバリアフリー」の醸成について呼びかけていきます。

バリアフリー副読本等を活用し、将来を託す子どもたちの「心のバリアフリー」を育てていきます。

3) 住宅の整備

地域での自立した生活を目指す障害のある人を支援するため、グループホーム、ケアホーム、生活ホームの設置・運営を支援していきます。

市営住宅の建設や増改築にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー住宅の確保に努めます。

障害のある人が安心して自分らしく生活ができるよう、住宅の増改築資金の助成・貸付制度の周知、充実に努めます。

4) 防犯・防災対策

障害のある人を犯罪や不当な訪問販売等の被害から守るため、警察との連携、消費生活相談の周知や広報活動に努めます。

地震や火災、水害などの災害時における、避難誘導や救助の支援体制の充実に努めます。また、避難時の生活支援等体制の構築を図ります。

防犯・防災対策のための、ファックス・携帯メールによる通報システムの構築を図ります。